

平成28年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年9月9日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
若者定住化対策室長	山宮 忠仁君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成28年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成28年9月9日(金)

午前10時00分 開議

会期 平成28年9月6日～9月16日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問(10名) 1 石田 芳英議員 2 師岡 伸公議員 3 高橋 邦男議員 4 澤本 幹男議員 5 原島 幸次議員 6 宮野 亨議員 7 清水 明議員 8 小峰 陽一議員 9 木村 圭議員 10 大澤由香里議員	---
3	陳情第3号	奥多摩町における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情	不採択
4	陳情第4号	奥多摩町における受動喫煙防止に関する陳情	不採択

(午後4時22分 散会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、6 番石田芳英議員。

〔6 番 石田 芳英君 登壇〕

○6 番（石田 芳英君） 6 番石田です。おはようございます。

平成 28 年第 3 回奥多摩町議会定例会一般質問を行います。

私からは 1 項目、氷川愛宕山周辺の日照確保のためにも、愛宕山の間伐、枝打ち等の推進を、でございます。

氷川中心にそびえる愛宕山は、町民の心のよりどころ、そして、憩いの場所として古くから親しまれてきましたが、近年、立木が成長し高木化、また枝が繁茂して鬱蒼とした暗い森になっています。そして、年々高木化により日照が次第に遮られるようになり、特に、冬場になると、午前中、南氷川地区国道沿いの住宅に日照の障害が、そして、午後は、長畑地区の一部に日照の障害が進み、日照時間の減少により年々凍結等住居環境に悪影響を及ぼすようになってきています。日照確保や、よりよい住居環境の確保、維持の上からも、愛宕山の間伐、枝打ち等の推進を強く望みます。

なお、ご存じのように、愛宕山は、頂上付近は神社林で神聖な場所となっており、作業の手は入れられませんけれども、その下の大部分を占める東京都所有山林に関しまして、以下お伺いいたします。

①愛宕山周辺の日照確保の政策は、今までどのようにされてきたのでしょうか。

②今後の愛宕山周辺の日照確保の対策はどのようにされますか。

③明るい山林となれば、人々が集えるような山になります。2020 年、東京オリンピック・パラリンピックを控え、愛宕山に関しどのようなお考えがありますでしょうか。

以上 3 点についてお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番石田芳英議員の氷川愛宕山周辺の日照確保のためにも愛宕山の間伐、枝打ち等の推進を、の一般質問にお答えを申し上げます。

町の最大の観光資源は、森林と美しい溪谷など自然の豊かさであります。しかし、町の森林の半分を占めますスギ、ヒノキの人工林は、国の拡大造林政策により植えられ、その後、昭和 39 年に導入された木材輸入自由化や、昭和 46 年に導入された円の変動レート制、さらには、エネルギー革命と言われた木材から石油等への燃料の移行により、価格は低迷を続け、間伐、枝打ちなどの必要な施業が行われず過密化し、林床に光が届かず公益的機能

が低下するとともに、人家付近においては住宅の日照を阻害するなど、生活環境への影響も発生してまいりました。このため、町では平成 12 年度に、スギ、ヒノキの人工林が、長期的林業不況により伐採されないことに伴う住宅への日照阻害に対し、町が助成を行い、支障木を伐採することで住民の快適な生活環境を確保することを目的に、日照確保対策事業をスタートし、昨年までに 369 世帯の生活環境の改善を図ることができました。

また、住宅周辺以外の人工林については、間伐、枝打ち等必要な整備をするよう、東京都に要望し、平成 14 年度に、多摩の森林再生事業として間伐事業がスタートし、平成 18 年度には、花粉症発生源対策事業として、枝打ち事業がスタートし、昨年度までに、スギ、ヒノキの町内民有林の 43%に相当する 3,233 ヘクタールの間伐を実施し、森林の公益的機能の再生はもちろんのこと、美林づくりにより景観の整備を図り、観光振興にもつなげることができました。

さて、ご質問の 1 点目の、これまでの愛宕山周辺の日照確保の政策についてでございますが、愛宕山周辺につきましては、山頂付近が神社所有地、それに隣接する部分約 10 ヘクタールを東京都環境局が自然公園として所有し、さらにその周辺の一部が民有林という構図になっております。したがって、町の日照確保の政策の対象となります森林は、外縁部の民有林のスギ、ヒノキの民有林となりますが、そのうち、4.1 ヘクタールにつきましては、多摩の森林再生事業により間伐を行っておりますが、日照確保対策事業につきましては、これまで、自治会からの申請がございませんでしたので、現在では実施に至っておりません。

また、東京都環境局が所有管理しております森林につきましては、東京都が管理するものであり、委託事業により清掃等の管理を実施していただいているところであります。登記原総合運動公園及び愛宕神社周辺のアカマツにつきましては、松くい虫被害から守るため、東京都の補助事業により樹幹注入も定期的を実施しておりますが、これは日照確保のための事業ではなく、松林保全のための事業であります。

次に、2 つ目の、今後の愛宕山周辺の日照確保についてでございますが、ただいまご説明をいたしましたように、町の日照確保対策事業は、住民の快適な生活環境を確保することを目的に実施しており、実施基準は、受益戸数 2 戸以上で、かつ、伐採することによりおおむね 30 分以上日照時間が延長されることとしており、町が助成して自治会が実施する事業で、助成額につきましては、これまで伐採木 1 本につき 1,500 円としておりましたが、平成 27 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして、8 番高橋邦男議員からの一般質問を踏まえ、平成 27 年 9 月から、助成額を一本につき 2,500 円に見直しております。

今後の日照確保事業につきましては、要件を満たすもので自治会からの申請があれば、助成をしてまいりたいと考えております。民有林については、所有者の同意が得られれば、多摩の森林再生事業により、積極的に間伐等を行っていく考えであります。

また、東京都所有の森林につきましては、遊歩道や休憩施設の整備とあわせ、森林の手入れをしていただくよう要望しており、今年度森林調査を実施し、その後に必要な整備を行

う予定と伺っております。

最後のご質問の、東京オリンピック・パラリンピックを控え、愛宕山に関して、どのような考えがあるかについてのご質問でございますが、愛宕山は氷川地域の中心にそびえるシンボリックな山であり、神社や戦没者が祀られる厳粛な場所でもあり、遊歩道が整備された気軽なハイキングコースであると考えております。

現在、町としましても、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、日本一観光用公衆トイレがきれいな町の推進や、観光案内所における英語インフォメーションの設置、Wi-Fi（ワイファイ）の整備など、日本人観光客だけではなく、海外から観光に来られる方々の誘客も推進するため、インバウンド観光に力を注いでいるところでございます。したがって、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての取り組みについては、愛宕山に限って何をやるということではなく、全町的にハード・ソフトの受け入れ環境を整え、さまざまな事業を展開してまいりたいと考えております。

また、愛宕山周辺の遊歩道等につきましても、町の考え方を理解いただけるよう、管理者であります東京都に継続的に要望してまいります。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、森林環境の整備、観光客の受け入れ体制の整備を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問ありますか。はい。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

ご答弁の中で、森林所有者である東京都環境局に対しまして、遊歩道とか間伐等の要望をこれから実施されるというようなご答弁でしたけども、ぜひとも、愛宕山は氷川の中心に位置しますので、愛宕山、東京都所有山林に関する間伐、枝打ちを実施して日照確保は推進されるよう、また地域住民の皆様の声も反映しながら愛宕山が人々が集えるような明るい憩いの場になるようにぜひ、お願いしたいと思っております。

1点ご質問させていただきますけども、以前、町の花であるミツバツツジの植栽について質問したことがございました。その時には、ミツバツツジの生育する環境を整えていくというようなご答弁だったと思っております。愛宕山に関しましても、もし東京都の整備が進みまして明るく日差しが入る木漏れ日の森になれば、ミツバツツジの生育する環境にもなるかと思っておりますので、東京都環境局と協議しながら、ぜひミツバツツジの植栽も推進するようにご要望をお願いしたいなと思っております。この点に関してはどうか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 6番石田芳英議員の再質問にお答えをさせていただきます。と思っております。

町長から答弁させていただきましたように、山頂を除く部分の大部分が、東京都の環境局の所有ということになっておりまして、遊歩道ですとか東屋、こういったものが中に整備をされております。そんな中で、かなり路面が悪くなっていたり一部手すり等も老朽化

が見えるところも出てきております。

また日照につきましては、長畑自治会それから南氷川自治会の方からも要望書をいただいております。こちらにつきましては既に所管で管理をしております多摩環境事務所の課長の方に写しを送付させていただいているところです。ミツバツツジを含めてですけれども、遊歩道ですとか東屋それから森林の手入れ等について今後継続的に要望して行きながら、その中でこういう要望もあるというようなことでお伝えをしながらやっていきたいと思っております。これからも継続的に要望はしてまいりますのでご理解の方をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○6番（石田 芳英君） どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、6番石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、11番師岡伸公議員。

〔11番 師岡 伸公君 登壇〕

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡です。それでは2点、質問をさせていただきます。

初めに、町民の健康保持のために古里小学校の温水プール化を。

温水プールの効用については既に周知されているところであります。健康保持のために、運動習慣のない人が急に運動を始めると、関節や筋肉がその負荷に耐えられず、膝や腰に痛みを感じるなど、思わぬけがをおこします。自治体などが実施した運動指導プログラムの参加者を対象に、なぜ途中で運動をやめたか、その理由を尋ねてみますと、運動中に腰や膝に痛みを感じ、続けることができなくなり中止せざるを得なかったというものが大多数だったということです。そういう方に勧められる運動として、水中ウォーキングがあります。水中ウォーキングには、陸上での運動に比べ、水の浮力により、腰や膝への負担を減らすことができるメリットがあります。水の抵抗力を利用しながら体を動かすので、運動量も多く、水中での運動や体操は、陸上での速歩と同等の身体活動量を得ることができます。運動の効果を期待でき、筋力と心肺機能を同時にトレーニングでき、陸上よりも体への負担が軽いと言われております。現在、町で行われているヘルシー体操が愛好者の中で人気を博しております。温水プールが実現すれば、ヘルシー体操の水中版なども考えられるのではないのでしょうか。そして、幅広い年代の方が参加される可能性があると思われま

す。町では第5期長期総合計画の中で、誰もが元気で暮らせる地域づくり、健康寿命の延伸、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり、高齢者の生きがいづくり、障害者が自立して生活できる地域づくり、障害者の社会参加、みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり、大人を元気にする生涯プログラムの作成推進、誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり、子どもの体力の向上の推進、施設活用の充実など、プールの温水化によって、住民の豊かな生活、地域づくりに、こうした主要施策・分野別施策を眺めても、必ずや寄与するものと思われま

す。奥多摩中学校には現在プールがありません。季節に限られた指導は、カリキュラムの関係

を考えても、大変な作業というふうに思われます。季節を問わない温水プールの実現は、学校教育においても高齢者の健康を考える上でも、オールシーズンでの施設有効活用となるのではないのでしょうか。財政的な問題は避けられませんが、第5期長期総合計画のスパンの中で検討する余地はないのでしょうか。町の所見をお伺いするものです。

続きまして2点目、奥多摩病院における小児医療についてお伺いいたします。

町の人口規模、財政規模において、以前にも小児専門医療設置の難しさはお伺いしたところではありますが、ここ数年の子育て支援の充実、若い世代の移住人口の微増を見るにつけ、子どもたちとその親御さんの安心を与える病院として、改めて期待をするものです。

町は自治医大医師派遣制度の継続と地域医療支援ドクター制度により、地域医療の充実と住民の安心をつくり続けております。奥多摩を愛し、専従の医師となった事例もあり、大変ありがたいことと感謝しています。そして、今回の質問となったきっかけは、現在の研修医の先生が、乳幼児の治療、対応のよさに対して、若い世代の親御さんが大変感謝しているということを知ったことによります。このことは口コミで広がりつつあり、何かあったら奥多摩病院の先生に相談しようという流れができつつあるようです。研修医制度の決まりは当然ありますが、この事例を、今後の奥多摩病院の小児医療の拡大のきっかけとしていただけたらありがたいというふうに思います。小児医療のさらなる充実について、町の考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11番師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、町民の健康保持のために、古里小学校の温水プールを、についてですが、議員ご指摘のとおり水中でのウォーキングを含む運動は、全身を使い、なおかつ陸上での運動に比べ水の浮力が体にかかるので体重が軽く感じられ、膝などにかかる負担も軽くなるという利点があるほか、けがをしにくいというのも大きな利点と言えます。

特に高齢者が、ウォーキングなどする場合、水につかっているため、万が一足がもつれたとしても、浮力により、転倒の危険性は格段に低くなります。高齢者の転倒は骨折などにつながる危険性があり、転倒骨折から長期入院となり寝たきりになってしまうおそれも十分に考えられます。

また、運動の成果を見ても、適度な水圧を受け続けるため、ゆっくりとしたウォーキングでも脂肪が燃焼され、筋肉に刺激が与えられ、膝やその周辺の筋力が高まるとともに、緊張が緩やかになることから、膝の痛みなど改善されるといった効果が期待できるなど大きな利点があることは事実でございます。

こうした点からも水中での運動は、子どもだけではなく、高齢者や障害者にとっても効果のある運動であると言えます。このような利点や効果から、近隣のあきる野市や羽村市でも、温水プールを整備し、市民向けに運営しております。あきる野市では、五日市ファイ

ンプラザ、市民プール、いきいきセンターの3カ所に温水プールの設備があり、直営や指定管理の方法で運営を行っております。羽村市では、スイミングセンターを指定管理の方法で運営しているということでございます。いずれの施設とも水温は夏場で28度から29度、冬場で30度から32度に設定されており、室内の温度を20度以上になるように保たれております。基本的には通年で運営されておりますが、あきる野市のいきいきセンターは、プールの大きさ、長さ16メートル、幅10メートル、深さ1メートルほどの小規模なものとして、ほぼ水中ウォーキングに特化した施設である、ということで、この施設は、市直営で再任用職員と臨時職員が常駐しておりますが、冬場の12月から2月までの3カ月間は、プールの運営は休止しておるとのことです。

その他の施設は25メートルプール、6コースの水泳用プールですが、水中ウォーキング専用のレーンも設けているということでもあります。

また、維持管理の費用についてでございますが、五日市ファインプラザは、指定管理料として、約1億円を支払い、利用料金は管理者の収入となっておりますのでございます。

あきる野市民プールも、通年営業の屋内プールと夏季のみの屋外プールを合わせ、指定管理料として、年間約5,600万円を支出し、利用者負担金は同じく管理者の収入になり、羽村市スイミングセンターは指定管理料として、年間約7,000万を支出し、利用者負担金は、管理者の収入となっております。

あきる野市いきいきセンターについては、市の直営施設で、再任用職員の人件費も含めて、年間予算は3,600万円程度ということでもあります。

さて、ご質問の古里小学校プールですが、この施設は、これまでの屋外プールが老朽化したことから改築を検討し、平成12年度に、地質調査及び実施設計を行い、平成13年8月から平成14年6月までの10カ月間の工事期間で施工したのですが、屋内仕様として屋根をかけたことから直射日光が当たりにくく、水温がなかなか上がらないため、プール指導の開始がおくれるといった不具合が生じ、平成21年度に、プロパンガスの熱で排水管を温める昇温工事や、太陽光を多く取り入れるための屋根改修工事などのプールの改良工事を実施いたしました。

こうした建設費から改良工事まで含めた工事費として、建設工事では3億9,000万円、改良工事では、2,600万円、合わせて4億1,600万円が支出されております。

通年の維持管理費用としては、6月の湛水時の昇温のためのプロパンガス代が1万円から2万円程度、夏休み期間中の学校開放時のプール監視業務委託料に419万円、その他循環装置、電動屋根、可動床等の点検、水質検査を含め、83万8,000円、合わせて503万8,000円に、プールの光熱費を加えたものが総額となります。

ちなみに、現在の古里小プールに、灯油ボイラーによる温水設備を設置する場合の概算費用を設計業者から見積もったところ、約1億円とのことでございます。この中には、室内の暖房をするための費用は含まれていないとのことでもあります。古里小プールの使用の状況ですが、小学校、中学校ともに水泳の指導時間数は、年間10単位時間程度が目安とされ、

体育の授業では、年間に、体づくりの運動、器械運動、陸上運動、水泳、ボール運動、表現運動、保健など、学年により6から9の領域を取り扱うこととなっており、文部科学省の学校体育実技指導資料でも、水泳指導については10単位時間程度で計画を立てていることから、10単位時間程度が妥当であると言えます。

こうしたことから、古里小学校では、小学1年生から4年生までは12単位時間、5、6年生は10単位時間を、氷川小学校では全学年で12単位時間を、奥多摩中学校では同じく全学年で8単位時間を水泳指導時数と定めており、実施時期については小学校は6月中・下旬から9月初旬、中学校では7月初旬から9月初旬としております。

議員が申されたように、奥多摩中学校には学校プールがないことから、西東京バスを借り上げ、1年生と3年生では合同で、2年生は単独で古里小まで移動し、1回当たり2単位時間のプール指導を行っておりますが、バス借り上げ料につきましては、1回当たり3万4,000円、3学年で年間8回、27万2,000円の支出を行っております。

また、社会教育の事業である、夏休み期間中の学校施設開放としての、古里小プールの利用状況ですが、年によって増減はあるものの、8月の1カ月間で、おおむね1,300名から1,700名の利用者がおり、これは10日間の夜間開放の際の利用者も含んでおります。

氷川小プールについては、学校施設開放ではなく、氷川地区の児童・生徒を対象に8月に10日間のプール開放を行っており、この2施設の監視業務に対する委託料が先ほど申し上げたとおりであります。

プール施設の開放については、夏休み期間中の要望は聞きますが、通年で開放してほしいという声は、ほとんど聞こえない状況でございます。

なお、古里小学校ではプール指導後、9月下旬には水を抜き、可動床をせり上げ、プールサイドとフラットにして、多目的に使用できるミニ体育館として、体育の授業を中心に、翌年の湛水時まで有効に活用しております。

こうした状況を踏まえ、ご質問の町民の健康保持のための古里小学校の温水プール化を、についてでございますが、町では、平成27年度からスタートした第5期奥多摩町長期総合計画の中で、健康・福祉から行財政までの5つの分野にわたる町づくりの基本方針を策定し、それぞれの分野において、主要施策と分野別施策を定めております。

これらの施策を計画的に実施していく、大変重要なことではありますが、第5期長期総合計画期間内における町の最大の課題は、今後10年間に見込まれる人口減少に歯どめをかけることであり、そのための最大の対策は、定住化対策と少子化対策であります。

定住化対策と少子化対策の推進は、私が常々申し上げているとおり、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にも繋がるものであり、高齢化率が高く、地域力が低下している地域が多い町にあっては、最重点に、この2つの対策を行うことが必要であります。

こうしたことから、分野別施策とは別に、明日の奥多摩をつくる奥多摩創造プロジェクト事業として、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり、住みたい・住み続けたいを実現するために、活力ある地域づくりの推進として、少子化対策の推進を、住みたい方が住め

る町として定住化対策の推進という2つの大きな柱を立て、総合的な定住化を進め、少子化に歯どめをかけるためには、若者等の定住化促進の総合的環境の整備や出会い、結婚・出産から教育までの、子育て・子育て環境の整備を図ると同時に、魅力のある奥多摩の情報を発信していくことが重要であると考えております。

行政の施策においては、事業の優先度を振り分け、喫緊の課題を迅速に対応するため、住民皆様のニーズを的確に捉え、スピード感をもって進めることが最重要であるというふうに考えております。

そういう意味では、議員からご提案のあった古里小学校プールの温水化により、住民の健康の保持・増進を進めることについては、もうしばらく時間をいただき、研究・検討してまいりたいと思っております。

議員のご質問にもございましたが、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりから、誰もがスポーツ活動に参加するまちづくりまでの主要施策につきましては、引き続き、まちづくり住民委員会の皆様から寄せられた意見をもとに策定された、分野別施策を着実に実行してまいりたいと思っております。

先ほど申し上げました奥多摩創造プロジェクトの推進と並行して分野別施策を実施していくには、行政だけではなく、議員の皆様、住民の皆様のご理解とご協力が何より必要であります。

今後とも、住みたい、住み続けたい、みんなが支える癒しのまち、おきたまの達成を目指して、引き続き努力してまいりたいと思っております。

非常に、答弁が長くなったんですけれども、私自身が言いたいのは、議員から提案がありましたようなことは町でも考えました。そういう意味では、当時、各学校のプールがございましたので、このプールの活用が非常に少なかった。また、それに係る維持管理費が非常に大きかった。そういう意味では、小さな町がこの4つをそのまま同じような状態で行うのかということで、従来は奥多摩中学校にもプールがございました。それから、氷川小も含めて、それぞれの所がありましたプールを、できるだけ大きなお金をかけるのであるから、古里小のプールをみんなで、各学校で使えるようにしようというふうなことで、改築計画が始まり、改築をしたのが実態でございます。

従いまして、今でも、それぞれの所がバスを含めて、それをやった方が将来にわたって維持管理経費も含めて効率的であるという結論でまいっております。

また、高齢者の問題についても高齢者がプールで利用するというのは非常にいいというのはわかっております。こういう点で、それを含めて今後いろんな意味で、場所的にはいろんな所を見させていただきました。特に、伊豆地方においては高齢者の皆さん、あるいは大島を含めて温水プールを1年間利用して、それを利用しているという実態もございます。そういう点も踏まえながら、今後、いろんな意味で高齢者の利用をどうしていくかというふうに考えていきたいなというふうに思います。

その前に、議員からも提案ありましたように、それぞれの地域の皆さんが、工夫をしながら

ら、体操する、あるいはいろんなものを、体を動かしながら、高齢者にとってもやさしい、あるいは継続することによって健康の維持ができるということに協力、実施していただいている地域もございます。そういうことを普及するのも1つの方法かなと。これは財源のない町が、知恵と工夫をしながら、住民と一緒にやっていくという点がございませうので、提案の部分は非常によい部分でございますので、今後いろんな機会を見て、どのようにしたらそれが大勢の人たちに利用される、あるいは投資した額と実際の使っていただく部分が効率よくできるという研究をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、小児治療のさらなる充実についてでございますが、現在、医師の臨床研修制度は、平成16年度から必修化され、医師法の規定により、医師国家試験合格後、診療に従事する医師は、2年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないとされております。

2年間の臨床研修後、将来専門としたい診療科の専門医資格の取得を希望する医師は、研修の受けられる病院等に勤務し、専門医の資格を取得することになります。

従来、この専門医資格取得については、各学会が独自で制度設計をして専門医を認定してまいりました。

しかし、学会専門医制度が乱立し、専門医の質の低下への懸念が生じたこと、患者さんに、専門医が必ずしも理解されておらず、受診の指標になっていないこと、また、専門医を取得した医師に、特別なインセンティブがないことなどから、専門医のあり方に関する検討がなされ、専門医の認定は、中立的第三者機関が行うこととなり、平成26年7月、日本専門医機構が発足をいたしました。この新たな専門医制度の特徴の1つとして、総合診療専門医を設けたことがございます。総合診療専門医の医師像は、日常遭遇する疾患や障害の治療・予防、保健・福祉など幅広い問題について、適切な初期対応として必要に応じた継続医療を、全人的に提供でき、地域の医療に対応できる地域の診療に当たる医師ということで、奥多摩町のような地域においては、まさしく必要とする医師像ではないかと思っております。奥多摩病院には、現在4名の医師がおりますが、院長と内科医長は、自治医科大学の卒業で町固有の医師であり、整形外科医は、東京都僻地勤務医師等確保事業に基づく日本医科大学からの派遣、残る1名の内科医は、東京都職員、自治医科大学卒業医派遣要綱に基づく派遣医師でございます。

今回、小児治療のさらなる充実を、についてのご質問のきっかけとなりました派遣医師は、この東京都職員、自治医科大学卒業医派遣要綱により、派遣されている医師でございます。自治医科大学では、僻地等の地域社会の医療の確保と向上及び地域の住民福祉の増進を図るために、高度な医療能力を有する臨床医の養成を目的として、47都道府県が共同して設立したものであり、卒業生は医師として通常9年間、出身都道府県の知事の指定する公立病院等に勤務することになっており、このうち4年間は、僻地の医療機関に勤務することが義務づけられております。

奥多摩病院に、この自治医科大学卒業の医師を最初に派遣していただいた、平成19年度

で、以降ほぼ毎年派遣していただいております。

また、東京都には、この制度のほかにも地域医療支援ドクター事業という地域医療に意欲を持つ医師を、東京都地域医療支援ドクターとして都が採用し、医師不足が深刻な市町村公立病院に一定期間派遣する制度がございます。

奥多摩病院では、この制度によりまして、平成 22 年度、及び 24 年度から 26 年度までの 4 年間医師を派遣していただいております。

このように奥多摩病院では、これまで多くの医師を東京都から派遣していただいております、中でも自治医科大学卒業の医師は、総合医として小児治療にも一定のレベルをもって、診療に当たっていただいているところでございます。特に、今年派遣されている医師は、小児医療を専門分野とする医師であるため、総合医ではありますが、小児医療について深い見識をもち、診療に当たっているところでございます。

議員もご承知のように、この制度による医師の派遣期間は、通常 1 年間、長くても 2 年間ということで、せっかく慣れてきたところで異動してしまうという状況が続いております。今回、派遣していただいている医師には、短期間ではありますが、小児医療に対する知識を元として、患者さんを診察するだけではなく、小児医療に関する講演会を例年以上に企画するなど、小児医療のさらなる充実を図っているところでございます。

また、医療の現場にいる看護師等の職員や、福祉保健課の保健師、子ども家庭支援センター等の職員に対する研修等の機会もより多く設定し、小児医療に関する知識を伝えていただき、少しでも小児医療の安全に結びつけたいと考えております。

今後も、総合医として小児医療にも対応できる自治医科大学卒業医の派遣を継続していただくよう東京都に働きかけるとともに、冒頭に申し上げました総合診療専門医の受け皿についても、奥多摩病院は、既に奥多摩清流塾という呼称で届け出をしておりますので、そうした志のある若い医師を確保できる体制もとっておりますし、検討段階ではありますが、今後の必要性により週に 1 回、もしくは月に一、二回程度、非常勤の小児専門医による診療日を設けることにより、小児の急性期疾患のみならず、慢性期疾患も継続的に診療できる体制を整えるとともに、小児専門医が町内不在の日であっても、常勤の総合医がその小児専門医に診断・治療に関して相談するなど、緊密な連携も可能になるため、実現の可能性も含めて検討してまいりたいと思っております。

現在、奥多摩病院の状況でございますけれども、奥多摩病院がかつて、婦人科もございました。整形外科、それから婦人科、内科、外科もございますけれども、需要の問題、あるいは、婦人科医を確保するというのが今非常に困難な状況でございます。そういう点で、その次の段階として、医師を確保するというのが非常に困難な時期がございました。そういう点で、東京都自身が僻地医療対策協議会というのを設けておまして、そこで、島、9 つの島の医師の確保、それから、僻地と言われて認定をされている、檜原と奥多摩町、この 11 の町村に対して、東京都の自治医科大学卒業生を派遣する制度というのがございます。従いまして、私自身は、その制度を利用して東京都の医師を派遣していただく、その

制度を始めさせていただきます。

今、私どもは東京都の医師は1名派遣でございますけれども、当時としては、1年間派遣をし、さらに今、私どもに内科の医師でいる井上大輔医師は、奥多摩町の当時、自治医科大学の東京都からの派遣医師義務年限の部分で1年間、私どもの町で勤務をいただきました。その後、島の勤務を終え、無事に義務年限が過ぎた段階で、もう一度奥多摩に勤務したいということで、固有職員として雇った医師であります。

現在では、色んな意味で慢性疾患あるいは小児医療、それから町で起こっている在宅医療等々含めて精力的に取り組んでいただいております。と同時に、医療の分野というのは、非常に色んな意味で、研修をしないとこの技術が追いついていかないというようなことから、今、青梅総合病院に、週に1度ないし2度研修に行かせております。そういう点で、奥多摩にとって必要な医師をどう育てていくかというのは、小児医療もそうでございますけれども、うちの全体的な医療部分を見ると、議員が提案をしていただくように、小児の問題、子どもをたくさん産み育てたいと言いながら、それが安全で安心して育てられないということがありますので、この問題は非常に大きな問題であるというふうに思っております。

また、従来からの町の中のいろいろな意味でご苦労なされた高齢者の皆さんが、慢性疾患者が非常に多いという状況がございます。そういう点で、この町の状況をきちっと見てもらえる医師を確保し、それをわかってもらう医師を長く居てもらいたいということで、今の院長も自治医大出身でありますけれども、そういう院長を町の職員として採用をいたしました。

それから、内科医である自治医科大学を出た井上医師も、総合医療でございますので、これも、町の固有医師として採用させていただきます。そのことによって、住民皆様の色んなニーズに答えていける、また、応えるように、いろいろな勉強をして、やってもらいたいということを、私は医師に伝えております。そういう中で、東京都の派遣医師等を利用しながら、住民皆様の健康あるいは医療の問題に取り組んでいるというのが実態でございます。まず、町の中でいろいろな部分が起こったら、奥多摩病院に相談してほしい。そのことによって医師のスキルも上がっていく。それから、住民の人たちが何を望んでいるかということも、医師自身に直接伝わるということではないかなというふうに思っております。

特に、高度成長した中では、専門医制度が、それぞれの部分で専門化されてしまったということに大きな問題がございます。よく考えてみてください。私たちが小さい時には、氷川に2人の医師がおりましたけれども、全部やっていました。小児科から外科から内科から全部やっていました。この医師免許というのは全部やれるんです。医師の免許をもった人は、外科、内科全部やれるんです。手術もやれるんです。麻酔もやれるんです。だけど、高度な医療がそれぞれ専門化されたことによって、専門家ができてきたというのが実態でございます。私たちの町は、そういう専門的な分野、特に、高度な医療については、町

の住民を診たときに、高度医療をやれる総合病院である、あるいは大学病院等につなぎながら、高度医療についてはそちらにお任せをします。これは、医療法の改正もありまして、医療法の改正も、そういう部分になっているんですけど、なかなか、それが進んでいないというのが実態でございます。皆さんもご承知のように、青梅総合病院に多くの人たちが並んだという状況がございます。番号札を取るといようなこと、そういうことが全国で起きた結果、高度の医療を必要としている病院に多くの患者さんが集まってしまったために、本来的な医療ができないということがございまして、それぞれの個人の意思、あるいはうちみたいな病院からは、きちっと診てもらって、それを紹介するという制度ができておりますので、高度医療をやる時には、そういう紹介をもって、今やっていくという方向になっておりますので、私自身は、議員が提案をいただきました小児科の問題、高齢者の慢性疾患の問題、在宅の問題等を含めた町に合った医療体制の医師を確保し、その医師には町の医師をもって診療に当たっていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。

○11番（師岡 伸公君） ありません。ありがとうございました。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11番師岡伸公議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分から再開といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番高橋です。2件、質問をさせていただきます。

1件目ですが、奥多摩町少子化対策・定住化対策総合計画（緊急3カ年計画）について伺います。

奥多摩町では、喫緊の課題である少子高齢化や過疎化対策として、さまざまな支援事業を実施してきました。そして、一定の効果があるものの、依然として進む少子化、若者世代の流出を食い止めるために、平成25年3月、若者世代の出会い・結婚支援、定住応援、子育て支援を総合的に推進する、奥多摩町少子化対策・定住化対策総合計画（緊急3カ年計画）を策定しました。

この総合計画では、3つの環境整備目標と目標を実現するための16の施策、そして、具体的な数値目標を定め取り組んでいます。ちょうど実施から3カ年が経過し、総合計画が町民及び関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が遂行されているのか、ま

た、その効果等について検証することになっています。そこで、次の質問にお答えください。

総合計画が実施3カ年を経た現在、計画の周知状況や施策の遂行状況、そして、その効果等について、町はどのような評価をしていますか。

2件目の質問です。奥多摩中学校の状況についてお伺いいたします。

平成27年4月、古里中学校と氷川中学校が閉校となり、新たに奥多摩中学校が誕生しました。早いものでもう1年半がたとうとしています。

この奥多摩中学校については、多くの住民皆さんが開校前から注目をし、期待を寄せていました。生徒の学力や人間関係はどうか、学校と家庭の関係はどうか、教育内容や学校施設の充実が図られているのだろうか、など学校の状況について関心を持たれています。

自分も体育祭や作品発表会、授業研究発表会などの行事にお邪魔させていただきましたが、生徒の様子は明るく元気で大きな声で挨拶もできていました。

また、体育祭での生徒の団結力、作品展の創造力の豊かさなど、新たな学校で生徒は成長している印象を受けました。

開校から1年半が経過したことから、奥多摩中学校の状況について次の質問にお答えください。

1つ目です。学力面や生活面、部活動の状況など生徒の様子についてお願いいたします。

それから、2つ目。教育内容の充実や学校・家庭・地域の連携、学校施設の整備など生徒の教育環境の状況についてお願いいたします。

以上、2件、質問をお願いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、奥多摩町少子化対策・定住化対策総合計画（緊急3カ年計画）についてであります。この緊急3カ年計画は、平成17年度にスタートした第4期奥多摩町長期総合計画において、奥多摩創造プロジェクトとして設定され、優先的に実施すべき5つの戦略的な取り組みについて、平成22年3月の後期基本計画見直し時に、より実態に即した施策や、事業への取り組みを明記したものがベースとなっております。

この中で、子育て支援として、子ども・子育て支援推進事業、子ども家庭支援センター充実事業、子どもの遊び場づくり事業の3つが推進すべき事業とされ、また、新たな定住化の創造として、新たな町営住宅の整備、定住化のための住宅取得の推進、空き家バンク事業の3つが推進すべき事業とされ、これらに関する移住相談窓口を設置し、定住化を促進する制度の紹介、特色ある施策・制度の紹介を通じて魅力ある町づくりを町内外に発信することとしております。

さらに、若者の住宅取得への支援として、若者定住応援事業の推進、住宅建設適地及び道

路の整備事業、若者の結婚対策として若者の交流事業、自主的交流サークルの支援事業などを推進すべき事業としており、こうしたプロジェクトの事業を推進することが、後期基本計画の先導的な役割を果たす戦略的な取り組みであるとしております。この取り組みを具現化したものが、平成20年度から実施、追加拡充して、現在では15項目に及ぶ支援事業となった子ども・子育て支援推進事業であります。平成22年4月から入居が開始されました海沢若者住宅、平成23年4月にオープンした子ども家庭支援センターきこりんであり、棚沢、栃久保及び直近の川井地区を合わせ完売済みとなった20区画の分譲地であります。また、若者の結婚対策では、町と山梨県丹波山村、小菅村の3か町村の議員皆さんが中心となって実施されておりましたお見合い事業が、成果を残していることはご承知のとおりであると存じます。

しかし、これらの事業は個々に成果が上がったものの、町の人口増加、特に若者の定住人口の増加には至らなかったことも事実でございます。

このため、平成23年度には、子ども・子育て支援推進事業が3年経過したことを踏まえ、実績と評価を行ったところ、出生数については横ばい、転入等による大幅な人口増もない、という状況であったことから、町内で実際に子育てをしている保護者を対象に、アンケート調査を実施いたしました。

回答内容を見ますと、経済的にゆとりがあるかないかという問いに対して、ないと答えた家庭が57.1%、ある程度あると答えた家庭の35.7%を大きく上回っているほか、子育てに不安や負担を感じている家庭が、32.9%で1番多く、その理由として、1番目が経済面について、2番目が子どもの将来について、3番目が育児・子育て及び教育について、となっております。

一方、子ども・子育て支援推進事業を利用しているのか、の問いには85%の家庭が何らかの事業を利用していると回答し、72.2%の家庭が、この事業は有意義であるとしております。

有意義の理由としては、経済面での援助が55.4%、事業の趣旨が有意義であるが23%と、おおむね肯定的に捉えております。

また、さらに少子化が進行する中で不安に思う分野としては、教育が28%で1番となり、具体的には、少人数での教育に対する不安が26.2%と、1番となっております。

少子化が進行する中で他市町村への転出を検討しているか、という問いには、わからないと答えた家庭が35%と最も多く、転出しないという回答は25%となっておりますが、地区別に見ると古里地区では半数以上が転出しないと答えているのに対し、氷川地区では、その割合は4割にとどまっております。

転出を考えている理由としては、子どもの教育が1番で、次に交通が不便、3番目に雇用がない、となっております。

子育て環境についての問いは、子ども・子育て支援推進事業があることで、第2子、第3子を産む理由になっているか、との問いに、12.9%の家庭がなっていると答えており、そ

のうちの 92.3% の家庭で経済面で助かっているから、と答えております。

また、奥多摩町で子育てをしてよかったと感じるか、の問いには 64.3% の家庭がよかったと答えており、理由として自然環境がよい、地域の理解・協力がある、福祉サービスが充実している、の順となっております。

さらに、奥多摩町で子育てを続けていきたいか、の問いには、45.7% の家庭が続けていきたいと思う、と答えており、理由として 1 番目に自然環境、2 番目に住民の人柄のよさを挙げております。

このアンケート結果から、福祉分野では、引き続き、子ども・子育て支援推進事業を推進していくこと、教育分野では部活動の選択ができる、競争心やコミュニケーション能力が向上するような教育環境の整備を進めること、住環境分野では、若者向け賃貸住宅の整備、分譲地の整備、住宅改修の助成を推進していくことを最重点事業として、その上で総合的な少子化対策部局を設立し、庁舎内の各事業の進行管理や重点施策について横断的に取り組む環境の整備が必要とされました。

さらに、少子化対策として、子どもを産み育てるための環境の整備を、ソフト・ハードの両面から推進し、また結婚したい方に出会いの場の提供と、住む場所の整備及び情報提供が必要であることが、確認されました。

このことから、特に少子化対策については、庁舎内にプロジェクトチームを設置し、長期総合計画の健康と子育て創造プロジェクトと生活創造プロジェクトを一体的に行うことが効果的であり、そのために、少子化対策と定住化対策に特化した、平成 25 年度から平成 27 年度までの緊急 3 カ年計画が策定されました。

ご質問の、総合計画が実施 3 カ年を経た現在、計画の周知状況や施策の遂行状況、そして、その効果等については町はどのように評価をしていますか、についてであります。住民の周知については、この総合計画を策定した際に、計画の概要版を全戸に配布しております。

合わせて、奥多摩町子育て支援・定住化応援情報誌を作成し、町内の全戸に配布するとともに、その他町内の各施設、観光施設や飲食店、宿泊施設などに置き、町民だけではなく観光に来られた方にも、手軽に取ってもらうことといたしました。

町外においても、青梅線の各駅や近隣の金融機関などの民間事業所を含めて、一般の方が手に取りやすい場所に置いていただくなど、広く協力をいただき、町の子育て支援策や定住応援施策の PR を行ってまいりました。

住民でも、直接子育てをしない場合、子育て支援や定住応援の内容が、必ずしも知られていないという状況も見られたことや、これまで当たり前のように助成を受けていた事業については、定住から子どもの出生、高校卒業までトータルでの支援額がどれくらいになるか、改めて知っていただくためにも、子育て情報誌について、毎年度内容を刷新し、その都度、全家庭にお配りしております。

施策の遂行状況につきましては、最初の出会い・結婚・出産から教育までの子育て・子育て

ち環境の整備では、初年度の平成 25 年に、福祉保健課内に、定住相談窓口を設置し、奥多摩に暮らしたい人登録バンクの登録を呼びかけるとともに、町独自の子ども・子育て支援推進事業は、毎年度レベルアップしていくことで、子育てがしやすい町であることを、町内外に発信し、その上で、若者の出会いの場を創設するため、ふれ愛サポートセンターを設置し、町内外の独身の男女に登録していただき、友達づくり、パートナーづくりの場として交流の場事業を、現在まで延べ 8 回開催し、男女合わせて 180 名の方に参加をいただきました。

さらに、平成 27 年 12 月には、町制施行 60 周年記念のイベントとして、第 1 回ふれあいの場事業であるお見合いパーティを福社会館で開催し、男女合わせて 52 名が参加をいたしました。

これらの事業は、これまで行政が行ってなかったもので、結婚、定住、出産、子育てまで一貫してサポートするための足がかりの事業であり、お見合いパーティの後半年足らずで 1 組のカップルが誕生するなど、一定の成果を上げておりますが、目標としていた平成 27 年度の年少人口 400 人については、平成 28 年 4 月 1 日現在の年少人口が 335 人と、達成には至りませんでした。

計画スタート時の平成 25 年 4 月 1 日の年少人口が 365 人であり、コーホートセンサス変化率法に基づく将来推計では、目標年度の平成 28 年 4 月 1 日の年少人口が 314 人であったことから、実際には 21 人増加したことになりますので、目標の数値には届きませんでした。年少の人口の増加に一定の効果があったことがこの結果からも読み取れるのではないかと考えております。

また、この緊急 3 カ年計画では、3 カ年で年少人口約 80 人、約 25%を増加するという、非常にハードルの高い目標を設定いたしました。これは、高い目標を掲げることにより、短期間で明確な事業を推進するという強い意志の表明であり、実際にコーホートセンサス変化率法で推計したとおりの人数が毎年減少していたものが、ここで歯どめがかかったことは、一定の成果のあらわれではないかというふうに考えております。

次に、若者の定住化促進の総合的環境の整備では、引き続き分譲地の整備や、定住応援補助等の実施により、住宅建設等を推進するとともに、若者が住みやすい環境として平成 21 年度の海沢若者住宅に引き続き、平成 27 年度には、小丹波に若者住宅を 8 戸、平成 28 年度中に、さらに小丹波に 4 戸、棚沢に 3 戸整備することで、結婚しても住む場所がないという課題を解決しつつあります。

また、新しい事業として、町に寄付をいただいた空き家を活用したいなか暮らし支援住宅の整備を実施いたしました。

これらの結果、計画期間内における町外から転入した、新たな子育て世代の定・移住世帯は、目標の 40 世帯には届かないものの、19 世帯となりました。なお、分譲地や町営若者住宅には、町内転居者も居住しており、転出防止を含め、これも一定の成果があったものと認識をしております。これらのハード事業は、直ちに成果が出るものではなく、長い目

で見る必要があるというふうに考えております。

3つ目の、少子化及び若者の定住化対策の情報環境の整備であります。平成26年に企画財政課内に少子化・若者定住化担当主幹を置き、子育て支援を所管する福祉保健課、分譲地や若者住宅の整備を所管する地域整備課、教育を所管する教育課等関係部署と総合的な調整ができる体制を整え、さらに、平成28年4月には企画財政課から独立した若者定住化対策室を、この4月に設置をいたし、定住化対策を総合的に所管する部署として室長以下3名の体制でスタートいたしました。

このことにより、定住意向のある子育て世代の総合相談窓口として一元的に情報管理を行い、町内外の情報を収集した上で、情報発信できる体制となつてまいりました。

緊急3カ年計画では、この3つの整備目標を達成するための施策として、16の事業を計画しており、個々の事業については具体的な数値目標が設定されておりますが、それぞれの事業についての遂行状況及び効果につきましては、町職員による少子化対策プロジェクトチームにおいて検証してまいります。

この緊急3カ年計画策定の背景には、このままでは、若者世代の流出はとまらず、少子化の進行、これに伴う高齢化の進行により、地域の活力が低下するなど、弊害が顕著にあらわれてくる、という強い危機感から策定したものであり、3年間の計画期間は設けているものの、これで終了とするものではありません。そういう意味では、町の最重要課題である少子化対策・若者定住化対策に今後も継続して取り組んでいく姿勢には変わりはありません。

いずれにいたしましても、この緊急3カ年計画の流れを汲んだものが、現在の第5期長期総合計画や元気づくり計画の策定に生かされており、私としては、数字上の結果にとまらず、これからの町の方向性を示唆する計画であったものと認識をしております。その事業実施とともに、一定の成果があったものと評価をしております。

現在の状況としましては、町の子育て支援策は、その規模や内容から、都内はもとより全国的にも知られており、地方自治体及び議会からの視察が増えている状況でございます。

子ども・子育て支援推進事業については、平成27年度から実施している現行の15項目をもって一定の領域に達したと考えておりますので、今後は、15事業の成果の検証と、必要に応じて内容の見直し等を進めてまいりたいと考えております。

定住化促進に向けた総合的な事業では、これまで進めてきた若者向けの低廉な賃貸住宅の整備を、継続して実施していくとともに、分譲地の整備につきましても、今後の需要を見きわめ継続して実施したいと考えております。

また、若者定住化対策室の設置では、各課が連携して、より効果的な事業展開ができる体制となりました。今後も職員一人一人が、町の置かれている状況を認識すると同時に、町の進むべき方向を見据えながら、みずから考え、行動し、協力しながら、少子化対策・若者定住化対策に取り組んでまいります。町が抱えている人口問題は、全国的な問題であり、その意味では、これまで申し上げてきた諸施策の効果は、一朝一夕にあらわれるものでは

ありませんが、これからも地道に、しかし着実に実施をしておりますので、町民皆様、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、奥多摩中学校の状況についての一般質問につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 栃元 誠君 登壇〕

○教育長（栃元 誠君） 8番高橋邦男議員の奥多摩中学校の状況についての一般質問にお答え申し上げます。

依然として、少子化の傾向が続く中、平成24年度から検討を進めてまいりました中学校2校の統合につきましては、ご承知のように、平成27年3月に、古里中学校及び氷川中学校を閉校し、統合新設校として奥多摩中学校を4月に開校し、最初の1年間と2年目の1学期を無事終了することができました。とりわけ、最初の1年目である平成27年度の学習活動、学校行事等が全て奥多摩中学校としての最初の一步となったわけですが、旧古里中学校及び氷川中学校のよき伝統を継承しつつも、体育大会、修学旅行、合唱祭、作品展、岩原スキー教室など、生徒たちの自主性に任せ、生徒みずからが考え実行するという一方で、新しい奥多摩中学校の行事等をつくり上げていけたのではないかと考えております。

さて、ご質問の1点目、学力面や生活面、部活動の状況など、生徒の様子についてでございますが、学力面では、平成27年度に実施しました全国学力・学習状況調査の結果から、第3学年の生徒、現在の高校1年生となりますが、東京都平均を上回る学力でありました。東京都の中学生は、全都道府県の中でも上位10番に入っておりますので、東京都平均を上回るということは、全国的にも高い学力であると言えるかと思っております。実施しました教科別に見ますと、国語の基礎的な問題では、東京都平均よりも0.7ポイント、応用的な問題では6.8ポイント高くなっております。数学では、基礎的な問題では4.1ポイント上回っておりますが、逆に応用的な問題では、0.9ポイント下回る結果となり、数学の応用力、活用力に課題があると言えます。

3年に1回実施しております理科でございますが、東京都平均を6.4ポイント上回りました。東京都独自の学力調査には、第2学年、現在の中学3年生ですが、取り組んでおり、こちらも国語、数学、理科の3教科で東京都平均を上回る結果となっております。特に理科では、千代田区に次ぐ東京都で2番目の好成績をおさめております。一方で、社会、英語は、東京都平均を1ポイントから2ポイント下回り、課題となっております。2つの学力調査の結果から、対象生徒数が少ないために、学年によっても、教科によっても、調査結果にばらつきはありますが、全体的には奥多摩中学校の生徒は、順調に学力を身につけていると考えております。

統合初年度となった昨年度は、統合加配の制度を活用しまして、数学、英語、国語の3教科で担当教員を2名体制とし、少人数での指導の充実をより一層図っております。今年度も、数学と国語において2名体制を維持しておりますが、先生方の日常の授業において、

生徒一人一人の実態をよく把握して、きめ細かく指導するとともに、始業前や放課後につまずきの見られる生徒に対して、個別指導を実施して学習内容の定着を図っていただいております。こうした取り組みにより、統合後も学力調査の結果に見られる一定水準以上の学力を維持できていると考えております。今年3月の、奥多摩中学校初めての卒業生の進路につきましても、29名全員が第一希望の高校に進学することができました。この進学実績からも、中学校統合の大きな影響も受けず、生徒が選んだ進路にそれぞれ進むことができたと思います。

次に、生活面ですが、大きな事故やトラブルもなく、充実した学校生活を送り、健やかに成長することができています。2つの中学校が統合したことにより、一緒に学校生活を送る仲間が増え、人間関係の広がりが見られています。高橋議員もおっしゃるように、学校訪問の際、生徒の学校生活を見る機会がありますが、旧古里中学校の生徒と旧氷川中学校の生徒が、仲よく会話をしたり一緒に行動したりする姿がたくさん見られています。生徒からも、保護者からも、統合してよかったとの声が聞かれています。

昨年度、不登校または不登校傾向の生徒が3名おり、そのうちの2名が3年生でしたが、希望した高校に進学することができました。旧古里中学校と、旧氷川中学校で担当していたスクールカウンセラーをそれぞれ継続して雇用し、スクールカウンセラー2名体制で統合後の生徒の心のケアに当たってきました。不登校の3年生の1名は、2年生で古里中学校に転入してきた生徒ですが、教室には入れない状況が続いていましたが、古里中学校の時からカウンセリングをしていたスクールカウンセラーとの週1回の面談日には、必ず登校できていました。昨年度のもう1人の不登校傾向の生徒は、2年生でしたが、担任教員の寄り添った指導とともに部活動での活躍の場を確保したこともあり、3年生になった今年度は、欠席する日が減り、元気に登校することができています。スクールカウンセラー2名体制とともに、東京都から統合加配教員2名と非常勤教員2名を合わせ、18名の教員で、生徒一人一人の実態に即したきめ細かな生活指導を実施した結果と考えております。また、いじめについてですが、統合によって6年間、小学校では、別に生活を行っていた生徒が一緒になるわけですから、他地区の中学校と同様に、小学校では、発生していなかったいじめやトラブルが多少起きていることは間違いありません。しかしながら、こういった事案を生徒同士で、もしくは、教師の指導によって解決し、乗り越えていくことが将来に向かっての生きる力につながっていくものと考えます。これからも中学校で一緒になった生徒に、より強い生きる力を身につけさせるために、学校、家庭、地域と教育委員会が一体となって、教育活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、部活動の様子ですが、平成28年度生徒81名のうち、75名が部活動に入っています。部活動入部率は92.6%となります。中学校統合の際、旧古里中学校と旧氷川中学校で活動していた部活動を残し、新たな部活動はつくらない方向で、8つの部活動を設立しました。運動部は野球部の18名を筆頭に、男子卓球部17名、女子ソフトテニス部10名、女子バトミントン部13名、女子バレーボール部5名、剣道部3名、水泳部1名となっております。

剣道部と水泳部は、実質の指導は、校外のスポーツクラブが行っており、東京都中学校体育連盟に加入するために部活動という形をとっております。文化部では、吹奏楽部の1つとなります。部員は8名ですが、3年生5名が引退すると3名になってしまいます。部活動に入部していない生徒6名のうち5名は、サッカー、野球、カヌーといった地域のスポーツクラブに所属して運動をしています。各部活動とも生徒は途中で退部することなく、3年間継続して取り組んでいます。また、指導者につきましても、外部指導員に頼り切りになることなく、奥多摩中学校の教員が中心的指導者として、生徒に対し熱心に指導し、技術や体力の向上だけでなく生活規律の定着にも繋げています。各部活動の部員が多くなったことにより、野球や、バレーボールのような団体スポーツが、単独で大会に出場できたり、吹奏楽部のように、東京都の吹奏楽コンクールに挑戦できたりと、統合したことによるメリットが各部活動で出てきております。一方で、吹奏楽部や女子バレーボール部のような団体系の部活動には、現3年生が卒業するとこれまでどおりの活動ができないものもあり、81名の学校で8つの部活動を維持していくのは、大変厳しい状況があります。統合後も相変わらず存在しておりますが、それでも2校が統合して生徒が増えたことにより、生徒や保護者から、サッカーや剣道など、小学校で活動していたスポーツの部活動新設を望む声があり、学校では、対応に苦慮しているところがありますが、基本的な考えとしては、今ある部活動をどのようにして充実させていくかということが大切であると考えております。

ご質問の2点目、教育内容の充実や学校家庭地域の連携、学校施設の整備など教育環境の状況についてでございます。奥多摩中学校は、郷土を大切にし21世紀をたくましく生きる生徒の育成を目指して、協働、ともに学び、考え、実行するを校訓として特色ある教育活動を推進しております。

特に、教育内容の柱として全員支援教育を掲げ、何か困っていることがある全ての生徒に、適切な支援を行っていくことを学校教育の基盤としております。小規模校の特性を最大限に生かし、先ほど学力面のところで報告しましたとおり、生徒の困っていることの解決を図るために、先生方一人一人が、生徒にあったきめ細かな指導を行うとともに、学習内容の定着が図られにくい生徒に対して、始業前や放課後に、個別指導を実施して学習内容の定着を図っております。また、特別支援教育として、知的固定学級、情緒障害等通級指導学級の設立により、障害の程度に合わせた、個に応じた指導が実現しております。

次に、学校家庭地域との連携についてですが、これまで以上に3者の連携を強化するために、奥多摩中学校に来年度、コミュニティスクール制度を導入することになっております。学校の運営に関して、協議する機関となります学校運営協議会を置く学校で、教育委員会が指定する学校をコミュニティスクールといいます。このコミュニティスクールの導入により、地域の有能な人材を掘り起こし、地域人材の力を借りて、教育活動の充実を図り、生徒の能力をより一層引き出すことができると考えております。同時に、地域及び保護者が、奥多摩町の子どもを支援しよう、学校のために自分の力を役立てようという思いを持

つことで、住民の活性化に繋がっていることにも期待をしております。来年度は、奥多摩中学校で先行導入をしますが、翌平成30年度には、2つの小学校にも共通の学校運営協議会から成るコミュニティスクール制度を導入する予定であります。これにより、今まで以上に、小中学校が連携を強め、地域、保護者の協力のもと、一貫した教育を実践できるようになり、義務教育9年間を見通した教育が奥多摩町で行われるようになります。現在は、3校の校長、地域から選出した支援コーディネーター2名、教育委員会事務局から成る準備委員会を組織し、来年度の奥多摩中学校へのコミュニティスクール導入に向けた準備を進めているところであります。

最後に、学校施設の整備といたしましては、教室等の木質化、生徒用トイレの改修、駐車場の整備、テニスコートのコート面の改修や、夜間照明施設の修理、特別支援学級用の教室の整備、第2図書室の改修のほか、昨年度に実施しました生徒全員へのタブレット端末、iPadの貸与を行っております。学習意欲や思考力、プレゼンテーション能力の向上とともに、最新のICT機器に、全生徒が中学時代からなれ親しむことができるということは、奥多摩中学校の特色ある教育活動の1つで、これからの社会生活で大いに役立つものと考えております。来年度以降も、水道の直結化、教室照明のLED化、校庭の芝生化を含めた校庭整備等を計画的に実施していくことで、安全で安心して学校生活を送れる教育環境を整えるとともに、東京都の支援事業を活用し、無線LAN環境を整備することで、タブレット端末等を活用したICT教育をさらに推進してまいりたいと考えております。今後におきましても、統合した奥多摩中学校の新たな伝統を築き上げていくための支援を行うとともに、学校始め、保護者や地域の皆さんと一緒に、教育内容の充実及び学校施設の整備、学校、家庭、地域の一体化を図る取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。

○8番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。

まず質問の前にちょっと、感想というかね。ちょっと述べさせていただきます。

1つ目の少子化対策若者定住化対策についてはね、答弁でもありました。一定の成果が上がったと。ただ、目標達成までなかなか、目標もまあ、高いということもあるんですけど、なかなか達せなかった部分もあると。確かに、この問題を短期間で成果が上がる問題でもないと思うんですね。やはり長期的な取り組みが必要であると思います。答弁の中でも、これから先もね、今までのこの実施したものを検証してね、今後の支援対策、あるいは実施する事業等について考えていくというお話を聞きましたので、ぜひ、長期的な視野に立った事業、施策の実施をね、お願いしたいなというふうに思っています。

質問なんですけれども、奥多摩中学の方でね、1つ質問させていただきます。自分が考えていた以上に順調に生徒はね、成長しているのかなというふうな印象を受けました。もちろん、いろんな課題もありますが、生徒とか保護者の声、統合してよかったという声がね、上がっているということは、非常に今後、奥多摩中学校の発展、生徒の成長には、プラス

になっているのかなというふうに思っています。

今後のことでやはり重要なことの1つとしては、学校、家庭、プラス地域、3者による地域の連携をね、さっきの答弁でもありました、さらに、評価するということが非常に大切かなというふうに思っています。自分もこの奥多摩に育つてね、奥多摩の学校で学んで、今があるわけですけども、やっぱり学校というのは地域とともにあって、それから子どもの成長というのは、家庭、学校だけじゃなくてね、やはり、地域、3者の協働によるという部分がね、非常に大きいなというのをつくづく感じています。

そこで質問としては、来年度奥多摩中で導入する、コミュニティースクール制度についてお伺いしたいと思います。自分もかつて古里小学校の学校運営連絡協議会の委員をね、引き受けたことがあるんですが、その協議会の席上、学校運営であるとか、経営方針、それから児童の生活の様子と、そういう報告がね、学校側からあって、それに対して、参加した委員の方からいろいろ意見を述べるというそういう場であったと思います。ただ、今から振り返ってみますと、何かこう言い放しで終わってしまったような、部分があるんですね。これ非常に反省しているんですけど、そういうことでね、来年度導入するコミュニティースクール制度の委員の役割、それをどう考えているのかということと、それから、やはり委員のメンバー、どのような人を予定しているかということで、役割とメンバーについてわかる範囲でお答えください。お願いします。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 8番高橋議員の再質問にお答えいたします。

教育長の答弁で、コミュニティースクール、学校運営協議会を設置する機関ということで定められております。この学校運営協議会ですが、その役割としまして、学校運営の基本方針の承認、これは必須の事項となっております。また、学校運営に関する意見、それから教職員の任用に関する意見、学校支援活動の総合的な企画調整、学校関係者評価の基本方針の承認を行う機関ということになります。奥多摩町の生徒に、どんな力をつける必要があるのか、そのためにはどんな教育活動を実施するのがよいのか、その活動を推進するためにはどんな教員が必要なのか、またはどんな地域人材が必要かを協議することが、この学校運営協議会の大きな役割となります。学校の基本方針を承認し、学校運営や、教職員人事に意見を言うとともに、校長と一緒に汗をかいていただく。意見の、先ほどもありましたが、言い放すということではなく一緒に動いていただくと。で、地域人材の教育活動への登用を推進して地域、学校、保護者が一体となった教育活動を率先して推進することがこの委員には求められているということでございます。

現在、このコミュニティースクールの設置に当たって準備委員会を設けまして、既に3回ほど検討しているところですが、協議会の委員についても、この準備委員会の中で今、検討しているところですが、教育長の答弁の中で、学校及び学校運営協議会とその地域人材をつなぐ支援コーディネーターという方をもう既に2名選出をしております。その支援コーディネーターの2名のうちの1名の方には、少なくとも、この学校運営協議会に入

っていただこうと思っております。またそれ以外に、小中3校の校長は当然のこと、保護者を含みます地域住民や学識経験者、また保育園関係者などからの選出を現在のところ予定をしております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で終わりにいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、3番澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。奥多摩町町制施行60周年記念町民特別宿泊事業及び奥多摩町プレミアム商品券発行事業の総括と今後についてでございます。

昨年度、奥多摩町町制施行60周年記念町民特別宿泊事業が実施されました。多くの町民の方が加盟宿泊施設に宿泊をされ、大変喜ばれました。今まで多くの町民の方が、奥多摩町の宿泊施設に宿泊することはなかったと思います。この宿泊事業が、昨年度で終了してしまうと残念という声もあり、終了後も、町民に対しての何らかの優遇制度をつくることで、町民へのサービスがあればありがたいと思います。現在、もえぎの湯の町民割引券がありますので、同様な方法でもよいと思います。奥多摩町民が利用する場合や、奥多摩町民より紹介された等の利用の場合は、補助・支援することができれば観光産業等の支援にも役立つのではないのでしょうか。

また、奥多摩町プレミアム商品券発行事業についても、昨年度に実施されました。多くの町民が商品券を購入された結果、町内の消費に大きな喚起・拡大となりました。この事業は、地域の活性化対策として一定の成果を上げたのではないのでしょうか。昨年度に実施されました宿泊事業とプレミアム商品券発行事業の総括と、今後の対応や対策について町のお考えをお伺いいたします。

2点目でございます。旧古里中学校に開校する日本語学校への地域対応についてでございます。

町は、旧古里中学校の校舎の有効利用として、日本語学校を開校する業者のJELLYFISHと賃貸契約を結びました。IT関連会社を含め、これは奥多摩創造プロジェクトの達成に向けて、効果は多大であると判断されたことだと思います。今後見込まれる効果として、若年層の定住化、学校関係者が定住する、遊休施設や空き家等の活用が見込まれる、オリンピック・パラリンピックに向けて国際化に対応する、外国人に向けて奥多摩のよさを発信する、ほかです。日本語学校の開設等により奥多摩町が大きく変わるチャンスであると思います。来年の開校に向けて、無事にこの事業を成功させなければならないと思います。それには、地域の理解と協力が得られることが重要であり、大前提であります。そ

して実際に、日本語学校を開校するとさまざまな問題が発生してくると思います。そこで、この事業を円滑に進めるためには、日本語学校代表等と地域代表と町代表の話し合う機会を設け、それを継続して行うべきだと思います。事業者側からは町民及び地域住民に対し、どのような協力を得たいのか、また、地域住民側としては、まず事業の内容を十分に理解した上で、この事業を受け入れる姿勢を持つことなど、相互の理解に基づく信頼関係の構築が、この事業の成功のために最も大切だと思います。この事業が順調に進めば、全国の廃校の校舎有効利用の先例となりますので、この日本語学校に対する地域対応について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時 0 分から再開いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。3 番澤本議員の一般質問に対する答弁から行います。町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番澤本幹男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、奥多摩町町制施行 60 周年記念町民特別宿泊事業及び奥多摩町プレミアム商品券発行事業の総括と今後についてであります。昨年は、昭和 30 年に氷川町、古里村、小河内村の 3 町村が合併し、奥多摩町が誕生してから 60 年を迎える記念の年となり、記念式典や 60 キロメートルウォーキングなど 8 つの記念事業と、セラピーウォークや鍾乳洞サミットなど 8 つの冠事業を実施し、町を挙げてお祝いをいたしました。町民特別宿泊事業につきましては、記念事業の 1 つとして、地元で宿泊してゆっくり過ごすことで、住民福祉の向上や家族の絆の強化、郷土愛の醸成を図るとともに、観光立町を標榜する町としてさらなる観光振興を図ることを目的に実施いたしました。また、奥多摩町プレミアム付商品券事業につきましては、60 周年記念事業ではございませんが、国の平成 26 年度補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、繰越明許費として平成 27 年度にプレミアム率 30% の商品券を発行し、町内消費による活性化と住民福祉の向上を図ったところでございます。

さて、ご質問の 1 点目の事業の総括についてでございますが、初めに、町民特別宿泊事業につきましては、平成 27 年 11 月 24 日から年末・年始を除く平成 28 年 3 月 31 日までを事業期間として、町民 1 人 1 泊を対象に 9 つの宿泊施設の賛同を得て実施いたしました。結果としましては、小学生以下のお子さん 181 名、中学生以上の大人 1,758 名の計 1,939 名の町民の皆様にご利用いただきました。利用内訳としましては、ほとんす荘が全体の

74.9%となります。1,452名、水香園が8%で156名、荒澤屋旅館が5.9%で114名など、利用者数の大小はありますが、全ての宿泊施設にお泊まりをいただきました。

このうち、最も利用者の多かった、はとのす荘のアンケートでは、家にいれば何かとバタバタするが、ゆっくり、のんびり過ごす時間が持てた、また宿泊したい、親戚や町外の友人たちにも紹介していきたいなどの多くのうれしい声が寄せられました。

この結果からも、目的としておりました、地元でゆっくり過ごしていただき、住民福祉の向上や家族の絆を強めていただくことはもちろん、議員が申されるように、これまで町内に宿泊したことがない方も多く、今回の利用を通じて、住民一人一人が観光PR役を務めていただくこともでき、非常に有意義な事業であったと考えております。

次に、プレミアム付商品券事業についてであります。西多摩の近隣市町村でも同様に実施したところでありますが、プレミアム率は15%もしくは20%としております。

町では住民福祉の向上のため、プレミアム率30%、1冊1万円で購入いただき、利用できる金額は1万3,000円とし、平成27年7月5日に役場、文化会館、旧小河内出張所の3カ所に特設販売場所を設け販売を開始、利用期間を平成27年12月31日までとし、食料品、飲食店、ガソリンスタンドなどのほかに建設業、自動車修理工場、レジャー施設、新聞店など130事業所の賛同を得て実施いたしました。

利用結果としましては、500円券26枚つづりを1冊としたものを3,500冊、額面で4,550万円分を発行し、3,494冊と7枚、4,542万5,500円分、率では99.84%が使用されました。

内訳としましては、食料品が全体19.6%、次いでコンビニエンスストアが15.88%、ガソリンが13.16%などとなっております。それ以外にも、飲食店や自動車修理や建設業、宿泊やレジャーなど、幅広い業種での利用がございました。利用者アンケートでも、91%の方がよかったと回答をいただき、また、事業所アンケートでも80%の事業所で効果があったと回答しており、住民、事業者双方に大きな効果があったものと考えております。

以上のことから、両事業とも住民福祉の向上とあわせ、町内消費の大きな喚起・拡大になったものと考えます。

次に、今後の対応や対策についてでございますが、ただいま答弁申し上げましたように、両事業とも住民に喜ばれ、町内消費の喚起・拡大に繋げることができ、また、そのための費用につきましても大きなものがございました。

今回のプレミアム付商品券事業につきましては、国・都からほぼ全額が交付されましたが、通常の補助制度ではございません。

従いまして、恒常的に町民割引や商品券の発行を行うことは財政面からも厳しい状況でございますが、このような事業の必要性については再度検証する必要があると考えております。そして、今回の結果を踏まえ考えますと、宿泊や飲食、食料品や衣料品の購入、自動車修理や排水設備の改修など、幅広い住民ニーズに応えることができるプレミアム付商品券の発行が望ましいものと考えておりますので、時期などの具体的な内容は未定でございますが、今後検討してまいりたいと考えております。今後とも住民福祉の向上と産業振興

に努めてまいり所存でございます。

次に、2点目の、旧古里中学校に開校する日本語学校への地域対応についてであります、平成27年3月に閉校となりました旧古里中学校の校舎等建物と土地を有効に活用し、地域の活性化及び若者の定住化を推進することを目的に、旧古里中学校校舎等活用事業について、庁内に設置しましたプロジェクトチーム及びワーキンググループで1年をかけて検討を重ねてまいりました。

その結果、旧古里中学校の活用はさまざまな分野で活用が可能であることから、特定の事業を町が指定して募集するのではなく、分野や業種の区別なく、一定の条件を付して自由な発想で募集することが望ましいとの結論に達したことから、事業者を広く公募し、プレゼンテーション方式により事業を決定してまいりました。

この公募に当たっての条件は、1として、地域の活性化が図れること、2として、地域の理解が得られること、3として、町が推進している第5期奥多摩町長期総合計画に即し、特に若者定住対策等に資する事業であることを掲げ、事業の募集をしてまいりました。

その結果、4事業者から提案があり、その内容としては、奥多摩日本語学校のほか、広域通信型単位制高等学校のサポート校や農作物の生産・1次加工工場、人工光による植物工場でありました。これらの事業者からの提案については、私自身が委員長となっている奥多摩町旧古里中学校校舎等活用事業選定委員会で、3つの条件のほか、応募者の概要、事業計画書、収支計画書、地域の要望への対応などを採点し、評価をいたしました。

選考の結果、応募のあった4事業のうち、奥多摩町にとって最良の事業として奥多摩日本語学校を選定いたしました。この奥多摩日本語学校は、奥多摩町に従来にない事業であります、私自身は、この事業者からのプレゼンテーションを聞き、この事業が将来大きく発展する可能性や、町の重点事業である若者定住化対策に必ず貢献できると確信いたしました。とりわけ、この事業の代表者を始め、役員の方々は30代と若く、エネルギッシュであり、今まで奥多摩町にない新しい風を運んでくれるものと信じております。

一方では、この事業は今まで奥多摩町にない事業であるがゆえ、当然、住民皆さんの不安を感じる点があることも予想されます。私は、どのような新しい事業を行うに際しましても、必ず課題や不安などが生じると思っております。課題や不安などがあるから事業を行わないということではなく、将来発展のチャンスを逃すことにもなりかねませんので、この事業を始めるに当たって一番重要なことは、事業を始める前の準備段階において、いかに丁寧に地域の方々に説明を行い、理解を得られるかという点でございます。

このような視点から、私は、募集の段階から住民皆様のご意見を伺い、また事業者が決定してからは全町民を対象とした住民説明会も2回行ってまいりました。

その住民説明会には、私自身も出席し、住民皆様が何を不安に思い、何を課題としているかを感じ、その課題や不安を解消するための方策を考えてまいりました。

事業者や行政だけで行うのではなく、関係者や住民皆様と協働で事業を行わなければこの計画は絵に描いた餅になりかねませんので、事業者、行政、関係機関、そして地域住民の皆

様が連携し、課題や不安を事前に解消することが必要であることから、この7月に、奥多摩日本語学校等設置に関する地区連絡協議会を設置いたしました。

この協議会は、会長を加藤副町長とし、副会長を自治会連合会長にお願いし、奥多摩日本語学校の責任者や各自治会の代表であります奥多摩町自治会連合会の正副会長のほか、古里地区の7自治会の会長、教育関係者として教育委員会、スポーツ推進委員会、体育協会、文化団体連盟、また福祉関係からは社会福祉協議会、民生・児童委員協議会の代表者や奥多摩交番所長、奥多摩消防署長など21名で構成しており、開校に向けての課題や住民の不安を解決していくほか、地域との相互理解と連携に向けての検討機関としております。

さらには、この下部組織として地元川井自治会役員を中心とした奥多摩日本語学校等設置に関する個別検討会議を設置いたしました。この個別会議の構成委員は、川井自治会長を始め、川井自治会選出委員2名、川井地区の民生・児童委員、奥多摩交番所長のほか、地元川井と古里の駐在、奥多摩消防署員、日本語学校関係者、役場の関係課長の17名としております。

この協議会と個別会議はそれぞれ、第1回目の会議を7月27日に開催いたしました。この個別会議において、早急に地域住民説明会を開催すべきとのご要望をいただいたことから、8月10日に川井地域の住民説明会を開催し、奥多摩日本語学校の決定までの経過と日本語学校を運営する株式会社J E L L Y F I S Hの会社概要及び日本語学校事業の内容について丁寧に説明をまいりました。

この説明会には、自治会関係者52名、事業者5名、町関係者6名、合計63名の参加があり、8名の方から延べ17件にわたる貴重なご意見ご提言をいただきました。

去る9月2日には、地区連絡協議会において、株式会社J E L L Y F I S Hが宇都宮市で運営しております栃木国際教育学院への視察も実施し、授業風景などを見学し、理解を深めてまいりました。

今後とも、この協議会及び個別会議において住民皆様が不安に思われることや疑問などについて、1つ1つ丁寧に話し合い、解消してまいりたいと考えておりますので、不安な点がありましたら、どのような事でもご意見をいただきたいと存じております。

この会議の検討した内容は逐次、自治会を通じ情報提供して行く考えでございます。この協議会及び個別会議につきましては、開校するまでの準備組織でございますが、開校した後は、現在のところ仮称でございますが、奥多摩日本語学校等運営協議会として引き続き関係機関などと協働して、この事業の運営に伴い発生する地域の課題や問題の解決に向けて町も協力していく所存でございます。

今後、町ではこの日本語学校の開校に向けて各種手続など計画が円滑に遂行できるように協力してまいりますが、この日本語学校に入学する生徒は外国人であり、文化や習慣など日本と異なる点など多々ございますが、生徒たちはそれぞれの国の優秀な大学を卒業した分別ある成人の方々であります。また、この生徒たちは日本のことをよいと思い、母国のご家族の期待を一身に背負って、国際的に難しい言語と言われる日本語やI T技術を学び

に、はるばる日本に留学されるわけで、外国人というだけで、住民の方々が差別意識や偏見を持たれることのないように、事業者・行政・関係機関と住民代表者から成る協議会や個別会議、また説明会などを通じ、地域住民の方々との意志疎通を図り、相互理解に努めてまいります。

いずれにいたしましても、この事業は当町における全く新しい試みとして、先ほど申し上げましたようにさまざまな可能性をもった事業であり、ぜひとも成功するよう町も支援してまいります。それは地域の方々のご協力や連携が大変重要でありますので、町民の方々のご理解とご協力をいただけますよう、今後もきめ細かい説明や対応を図ってまいりたいと思います。

さっそくでございますけれども、この間、宇都宮の学校を見学した後、その以前にもいろいろご意見をいただいておりますけれども、奥多摩日本語学校の校長については、町民の中から選出をしてほしい。また、文科省の一定の資格というものがあるようでございますので、それを含めまして、現在は、その選考を終えたところでございます。

さらには、町の中に住んでもらいたいというようなことでありますので、学校の教務主任あるいは学校の責任者については、今後、奥多摩町の中に住んでいただくよう、また、その住宅を提供して、ともに協調し来年10月に向かって着実に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○3番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ではございませんが、特に日本語護学校につきましてはスタートが非常に大事だと思います。ぜひ、また個別の地元の協議会に任せるだけじゃなくてぜひ奥多摩町のね、全員で何とか成功させていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、3番澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、9番原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番原島です。それでは、1件質問させていただきます。

選挙における投票弱者に対する支援体制についてでございます。

参議院選挙、都知事選挙と立て続けに選挙が行われましたが、病気や障害、高齢などで、投票所に足を運ぶことが困難な方、いわゆる投票弱者に対して、支援体制の拡充を図る動きが、近年各地で高まってきております。奥多摩町は、高齢化率48.4%となり、今後も、高齢者の増加が見込まれます。高齢者が、投票所に行こうと思っても、急峻で坂道が多く、各投票所まではまた距離があり、また、車の運転ができないため、やむなく大事な一票、選挙を棄権する方は各地におられるとのことでございます。

島根県のある自治体の選挙管理委員会は、山間部などで、数カ所の投票所を廃止し、職員が投票箱をワゴン車に積んで、各地を1日から3日巡回して期日前投票を行ったとのこと

でございます。町民皆様の大切な1票を無駄にしないため、また、投票率の向上に繋がるためにも、移動期日前投票所等の設置を考えてみる必要があるかと考えます。投票弱者に対する支援体制についての現状及び今後の対応について当奥多摩町としてのお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番原島幸次議員の選挙における投票弱者に対する支援体制についての一般質問にお答えを申し上げます。

今年度に入り、町においては町議会議員補欠選挙、参議院議員選挙及び東京都知事選挙と続けて選挙が執行されました。また、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上へ引き下げる改正公職選挙法が6月19日に施行され、男女普通選挙が実現した昭和20年の見直し以来、約70年ぶりに選挙権が拡大され、町でも今回の参議院選挙から新たに73名が制度の対象となり、有権者として選挙人名簿に登録され、投票権を得ました。この選挙人名簿とは、選挙で投票できる人を掲載している名簿で、選挙管理委員会が管理しており、年に定期的に4回の定時登録、その他、選挙時における選挙時登録を行い、選挙人の登録及び抹消をしております。この選挙人名簿に登録されるのは、18歳以上であること、町に住所を有していること、町に住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住んでいて、住民基本台帳に記録されている人となります。また死亡した場合、あるいは転出で一定期間が経過した場合などには、町の選挙人名簿から抹消され、町での選挙権がなくなることとなります。現在町には13カ所の投票所がございますが、これは、昭和37年4月1日に定められたものであります。人口の減少から、有権者が100人に満たない投票所も4カ所ありますが、町の面積が広いと、投票機会の確保を図る観点から、投票区を変更せずに選挙を執行しております。また、13カ所の投票所は、主に各地区の生活館などを使用しておりますが、場所によっては2階が投票所になっていることなどから、高齢者が投票に出向くことは厳しい投票所もあり、高齢化の状況からも、何らかの対策をする必要が出てきていると感じております。

全国的に見ても多くの市町村で、人口減少の影響から、有権者が少なくなった投票所が増えたこと、市町村合併による行政の効率化などの理由から、投票所を他の投票所と統合する傾向が見られるようになり、最大で5万3,000カ所あった投票所が、今回の参議院議員選挙では、4万7,900カ所と、5,000カ所以上減少している状況でございます。これらの市町村では、投票所の統合などにより、廃止となった投票区の住民の投票機会を確保するため、福岡県鞍手町、石川県七尾市、北海道池田町など全国の20自治体で、投票所までの移動手段をとという声を受け、統合により投票所までの距離が遠くなった地域へ投票所までの無料送迎バスを運行し、投票機会の確保を図っている自治体もございます。

また、平成15年12月1日から、期日前投票制度が施行されました。この制度は、投票用紙を封筒に入れて署名するなどの手続が必要であった従来の不在者投票制度にかわるもの

で、投票当日と同じく投票用紙を直接投票箱に入れる仕組みで、手続も非常に簡素化され、町でも選挙の公示・告示日から投票日の前日まで役場地下1階で開設しておりますが、買い物や通院のついでに、また、高齢などで当日の投票所へ行くことの困難な方なども利用されるようになり、期日前投票所の投票率が年々高くなっている状況でございます。

議員からのご質問でございますように、島根県浜田市では、この参議院議員選挙から、投票所の統廃合に合わせ、10人乗りのワゴン車を利用した移動期日前投票所が全国で初めて導入されました。統合により交通手段の乏しい、高齢者の投票機会を確保するため、廃止された投票所の周辺に出向き、1カ所数時間程度開設しているものでございます。この取り組みは、高齢者などで投票所に足を運ぶことが困難な有権者の方には、有効な施策であると考えられます。

ご質問の高齢者などの投票弱者に対する支援体制についてでございますが、町における選挙に関する事務は、執行機関から独立した選挙を管理するために設置された機関である選挙管理委員会が、所管をして所掌しており、私が具体的な内容について決定することができませんが、ご答弁させていただきました町の状況等につきまして、選挙管理委員会でも承知しており、今後の選挙執行について、既に話し合いを始めているとのことでございます。現在、統廃合を含めた投票所の配置について、高齢者などの投票機会の確保をするための方法についてなど、具体的に検討を始めていただいていると伺っております。これからますます高齢化が進む中で、多くの住民が大切な1票を無駄にすることなく行使し、投票率の向上に繋がるよう先進事例も参考にしながら、選挙管理委員会と連携し投票機会の支援体制の確保を図ってまいりたいと思っております。

先ほども答弁しましたように、選挙管理委員会としての決定事項であります。議会の中でこのような提案を受けたわけでございますので、選挙管理委員会にも議会として住民の意見としての意向を反映していただくよう私からも連携し、協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（原島 幸次君） 再質問ございません。大変ありがとうございました。前向きなご検討よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9番原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、7番宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。それでは、2件、質問させていただきます。

観光の1つに、メガジップラインの導入をお願いしたい。

町民相談の中に観光力が弱いとの意見が多くありました。

6月議会で、高橋議員の質問の中に、山間をワイヤーでつなぎ専用のハーネスをつけて滑

りおりるジップラインに関する質問に対し、答弁に観光の振興に努めてまいりたいとあり、ジップラインを新しい観光の1つとして考えていただきたく質問させていただきます。テレビ報道に、福井県池田町の取り組みが取り上げられていました。池田町は、人口2,814人の高齢化率42.64%で、総面積94%が山林の町でございます。今年の4月に、木活プロジェクトと題し、6億円をかけ、この6億円なのですが、池田町の必死さ、強い意気込み、危機感が感じられます。日本最大の冒険の森、ツリーピクニックアドベンチャー池田をオープンさせました。メインプログラムのメガジップラインは、山の尾根、標高339メートルからスタートし、2つの谷を超えて往路480メートル、復路510メートルを滑走します。どちらも日本最長。施設内のアドベンチャーパークでは、森のジャングルジムで4つのコースから成る日本初の複合コースがあります。ほかにも、ラフティングなど多彩なプログラムがある施設です。このような施設が、都心から近いところにあるとよいという評価もありました。この間、3カ町村の研修で伺った小菅村の、フォレストアドベンチャーには、ジップライン137メートルのほかに、ボルダリングもあり、周辺には小菅の湯や道の駅こすげもあります。講師の方とお話の中で、当施設では大きな団体客をさばき切れない、同じような施設が周辺にもあれば都内へのアプローチにも力を入れることができる、とのお話もありました。東京都で1番標高が高い地区の峰谷を候補地にすることで町の活性化につながると考えます。町のご所見をお伺いいたします。

もう1件、2件目ですね。被災者台帳、被災者支援システムの導入・運用について伺います。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災地が何度も請求を行わずに済むと、被災者の負担軽減が期待されます。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成の意識が高まりつつあります。このシステムの最大の特徴は、被害でなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などの被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。システムを導入した奈良県平群町では、世界銀行が視察に訪れており、世界からも注目される取り組みとなっています。そこでお伺いいたします。奥多摩町では、このシステムを導入されていますか。また既に導入済みであれば、災害時にきちんと稼働できる状況にありますか。現状を教えてくださいたいと思います。

以上よろしくお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番宮野亨議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、観光の1つに、メガジップラインの導入を、についてでございます。町は誕生以

来、一貫して観光立町を標榜しており、観光客誘致のためハード・ソフト両面の整備を継続的に行うとともに、町内外で、さまざまな観光PRを行ってまいりました。観光PR活動としましては、公益財団法人東京都観光財団が、都庁第1庁舎1階、羽田空港、京成上野駅の3カ所に開設している東京観光情報センターに、通年で観光パンフレットを配置しております。

また、観光客誘致活動につきましては、昨年は、5月に昭島市で行われた緑化フェスティバルと郷土芸能フェスティバルに参加、6月には都庁展望室で写真展を1週間にわたって開催し、9月には東京国際フォーラムで行われた町イチ！村イチ！に参加、10月には町で初めて鍾乳洞サミットを開催、11月には町が主催者となり、山の日の制定を記念して、都民広場で第1回東京メトロポリタンマウンテンミーティングを開催、12月には狛江市で行われた郷土芸能フェスティバルに参加、平成28年1月には東京ドームで42万人もの来場者を迎え行われたふるさと祭り東京に参加するなど、観光PRブースや特産物販売ブースなどを設け、観光客の誘致に努めてまいりました。

また、都市部ではありませんが、青梅市役所駐車場で行われた大多摩B級グルメや大多摩観光連盟の秋祭りや春祭りでもPRを行っております。これ以外にも一般財団法人おくだま地域振興財団では、都立日比谷公園で行われたみどりとふれ合うフェスティバルや、東京ビッグサイトで18万人もの来場者を迎えて行われたエコプロダクツにも出店し、森林セラピーのPRとあわせ観光PRも行っております。

また町内でも4月の山開き式を皮切りに、さまざまなPRイベントを実施してまいりました。これらの活動に加え、今年度は5月に竹芝栈橋で行われた島じまんに参加し、7月には、インバウンド観光促進のため、JR八王子支社と連携し、外国メディア、外国旅行事業者を町に招聘してファムトリップを行い、8月4日、5日の両日には、JR八王子駅において駅長お勧めフェアを開催、11日には、山の日の祝日に登山イベントを開催、さらには8月13日、14日及び20日、21日の2週の週末にわたって運行された川崎駅発奥多摩駅行きのお座敷列車に町職員と観光協会職員が添乗するなど、限られた人員の中で、昼夜休日を問わず、観光PRに努めているところでございます。

これらPRの結果、昨年度は奥多摩駅の乗車人員が対前年度比8%増の年間35万2,000人となり、もえぎの湯は6.2%増、氷川駐車場は9%増、小丹波駐車場は55%増、山のふるさと村入園者は4.9%増、日原鍾乳洞は、30%増の8万5,438人となるなど、多くの場所において観光客が増加をしております。今年度につきましても、日原鍾乳洞は、8月末における前年同月比で6.3%増となるなど、引き続き好調な状況で、奥多摩納涼花火大会でも、観覧者が非常に増加し、奥多摩駅が入場制限をするほどの盛況ぶりでありました。

ご質問のメガジップラインの導入についてでございますが、隣接する小菅村では、念願であった大月市に至る松姫トンネルが開通したことにより、旧来から整備されていた日帰り温泉入浴施設、小菅の湯の一带に、道の駅を中心とする総合的な施設を整備する計画で、ジップラインにつきましても、レジャー施設として山梨県鳴沢村等でジップラインを運営

している有限会社パシフィックネットワークに働きかけ、現在に至っているもので、フォレストアドベンチャー小菅の工事費用は、およそ8,500万円と伺っております。なお昨年度の利用者数は、6,460人とのことであり、運営スタッフは、常勤職員3名と、アルバイト及び地域おこし協力隊と伺っております。

ジップラインの整備につきましては、平成28年第2回定例会において、8番高橋邦男議員から一般質問をいただき、ご答弁を申し上げますが、当町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に包含され、景勝地の多くが開発規制がされ、特別地域であること、また、急峻な場所の多い町にあって、これらの施設面の整備においては、集客のための大型駐車場の整備が必要になること、しかし、町には小菅村や他の町村に見られるような、いわゆる高原と言われるような、なだらかな山頂がないことなど、公的な制約、あるいは、物理的な問題等もあり、また町が行う事業は、住民皆様からいただく貴重な税金で賄うことから、費用対効果の面も含め、さまざまな角度からの検討が必要であると思っております。このようなことからジップラインにつきましては、今後の研究・検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、議員から提案のありました峰谷地域につきましては、町内において特に過疎化と少子高齢化の著しい地域でありますので、今後も峰谷溪流釣場を中心に奥多摩ヤマメの加工品販売や、現在、整備に着手しました観光ワラビ園の運営などを通じ、町と地域、そして一般財団法人小河内振興財団と連携しながら、地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

宮野議員から提案のありましたジップラインでございますけれども、これは多分、今のところ日本一ではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、何か、いろんな観光的な施設をやるときに、私自身は、いろんな部分に訴える場合には、何か日本一をつくらないといけないのかなという気がします。過去には、丹波山村が、日本一のローラー滑り台をつくりました。しかし、今の段階ではなかなか、それが効果を上げているというようなことではございません。また私自身も、現場を視察させていただきましたけれども、大分県の九重町、これは湯布院の隣の町でございますけれども、日本一の吊り橋をつくりました。建設費が二十数億円かかりましたけれども、現実には日本一だったものですから、その借りたお金を、全部償還したということが出ております。と同時に、その町の吊り橋も見てまいりましたけれども、非常に景勝地のいいところで、前々から、ここに吊り橋をかければ多くの人たちに紅葉の時期、春を含めて、見ていただけるんだという意見があったようでございます。そのようにして、観光地のよさというのは、何かをつくるのも1つの目的でありますけれども、町が持っている部分を生かしながら、日本一の施設ができないのかなというふうに私は思っております。

そういう点では、議会の中から、いろんな全国の事例等を提言してもらったりいろんなことがありますけれども、そういうことを参考にしながら、知恵を使いながら、何ができるか。特別地域だから町の地域ができないという話ではなくて、何をつくるのがこの町に

とって、観光として効果があるかという知恵を、今後職員に、また私自身も検討しながら、そういう検討してまいりたいというふうに思っております。

そういう点では、今回の提言につきましては、貴重な提言をいただきまして、私自身は、今私が答弁したようなことを考えろということではないかなというふうに受けとめております。

次に、被災台帳、被災者支援システムの導入・運用についてでございますが、被災者台帳とは、被災者支援について支援漏れや手続の重複をなくし中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被害者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものでございます。災害時の災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時に支援の対象となる被災者が多数に上がること、被災経験の少ない市町村の職員は、必ずしも被災援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、支援の受給資格がある被災者に対して、制度の案内が適切に行われず、あるいは、被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由により、支援漏れが発生することも少なくないとされております。こうした事態を防止し公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項を一元的に集約した被災台帳を整備し、被災市町村の関係部署に共有・活用することが効果的であるとされております。

被災者台帳整備のメリットとしては、1つ目として、いずれかの部署で情報を収集し、その情報を共有することで、被災者から何度も申請させる必要がなくなるなど、重複を排除できること。2つ目として、援護の資格を有する被災者の情報を的確に把握し、援護の漏れや二重支給等を防止できること。3つ目として、援護を実施する部署において、必要な情報を所有することとなるため、迅速な対応ができること。4つ目として、本人情報提供の同意の手続を経ることにより公共料金の減免が可能になるなど、被災者の負担軽減や的確な援護が実施できることが挙げられております。

また、被災者台帳を活用することで、従来、申請に当たって、罹災証明書の添付を必要としていた支援施策について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能であるとされております。このため平成25年の災害対策基本法の改正による被災者台帳の作成に必要な範囲で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する個人情報等を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができること。作成のための必要があると認める時には、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることなど被災者の援護に関する事務が、円滑に行われるよう必要な規定も整備されたところでございます。

また、被災者台帳支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で、壊滅的な被害を受け、救援や復旧、復興に携わる兵庫県西宮市が独自に開発したもので、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被害者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理でき

るシステムであります。このシステムは、東日本大震災を契機に関心が高まり、900 団体を超える自治体が導入、あるいは導入を予定しているとのことでございます。

ご質問であります奈良県平群町のシステムは、2009 年に導入され、最大の特徴は稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動し、毎日午後 9 時に、自動更新させる仕組みをつくったこと。ほかにも家屋データの連携、要援護者データの連携、地理情報システム、GIS を導入したことで、幅広い活用ができるとされ、世界から注目を集めることとなったものであります。

東京都においては、平成 28 年 3 月現在で、15 自治体が導入しておりますが、熊本地震での罹災証明発行手続において発生した課題と対応を念頭に、既に、都内外の他自治体で導入しているシステムをもとに、共同利用型システムを導入し、システム未導入自治体への導入促進を進めるべく検討が進められ、今後、都の未導入自治体の動向により、10 月中旬を目途に共同利用協議会を設置したいとしております。

ご質問の被災者支援システムの当町での導入の有無でございますが、町では現在のところ導入しておりませんが、災害発生時は人命救助が最優先ですが、その後は、きめ細かい被災者支援が求められます。熊本地震にも見られるように、住宅の被害に遭った住民が生活再建を実施するには、罹災証明書が必要となります。町では、罹災証明の発行は、担当者が 1 枚ずつ作成しておりますが、大きな災害が発生すると、被災者の多くが証明書が必要になり、システム化を行うことで発行にかかる時間を大幅に軽減できるメリットがございます。

今後は、東京都で進める共同利用のシステム導入に向けた取り組み、また既に導入している自治体のシステムを研究し、災害が発生した際に、円滑に事務が進められるよう、システムの導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

過日、報告会をさせていただきましたけれども、熊本地震に際しまして、町の職員が長期にわたって、あの熊本地震の罹災証明、あるいは救援等について当たり、その報告をさせていただきました。そのときもありましたけれども、罹災証明がないと、次の段階に 1 歩進められないということは、各自治体とも、そのことがわかっております。今後、やるについては、最後に申し上げましたけれども、この、いかに運用経費、立ち上げるときの経費、運用経費をいかに少なくするかということに今焦点が絞られてきているのではないかなというふうに私は思っております。そういう点で、東京都が指導的な立場をとり、東京都全体の市町村と共同でやるという会議が立ち上がっておりますので、それに分担金を出すことによって、大きな財政的にメリットも生まれてまいりますので、そういうところに加わりながらできるだけ早くこの導入ができればいいなというふうに進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○7 番（宮野 亨君） 再質問ではございませんが、ジップラインの方なんですけど、何とか、できれば来ていただけるお客様にこの仕組みをこれからつくらなきゃならないんで

すけど、発電してもらったり自然エネルギーを考えるとということで、この自然の中で発電のメカニズムを楽しみながら学べるようなテーマ的発電科学の里みたいなね、ことになればいいかなというふうな思いもありますので、1つ聞いておいてください。

あと、防災の方につきましては、災害はないのが一番なんですけども、できるだけ早く周りの動きを見ていただいてやっていただければなど、ちょっと要望になっちゃいましたけども、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、7番宮野亨議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開とします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。それでは、今回、2点ご質問をさせていただきます。

まず、河川の観光利用と管理につきまして。

奥多摩町町内の河川の岩に金具が打ち込まれているという話を住民の方から伺いました。

もちろん非常に不快に思われた上でのお話でございました。

畑の作物を物色する登山者や、個人の駐車場に無断駐車する登山者など、観光客の身勝手な行動を目にすることがあります。この種の迷惑行為は、声かけや注意程度で無難に解決できますが、モラルに頼れないということを実感しております。河川の岩に金具を打ち込む行為は、モラルの対象なのか規制の対象なのか判断に迷うところでございますが、河川は公の管理となることから町内河川の利用面でのルールや規制が求められているものと考えます。

把握されている現状と今後の対応につきまして町長のご所見をお伺いいたします。

次に、同一労働同一賃金に対する町の考え方についてお伺いをいたします。

今年1月の衆議院本会議の施政方針演説におきまして、首相は、経済、地方創生、1億総活躍社会、外交の4つの重要課題に挑戦する決意を表明し、新たに、正規非正規の雇用形態による待遇の格差を是正し、同じ業務内容であれば賃金に差をつけない、同一労働同一賃金の実現を目指す考えを打ち出しました。

厚生労働省の調査では、昨年10月時点で、パートや契約社員などの非正規労働者の割合が初めて4割に達したことが公表されております。また、非正規で働く理由、複数回答形式

では、自分に都合のよい時間に働けるが、37.9%、家計の援助、学費等を得たいが30.6%と多く、一方で、事業所が雇う理由は、賃金の節約のためが38.6%と最も高かったそうです。公共団体の中でも、こういった非正規労働に分類される例は少なくないことに驚かされます。職員その他の雇用の形態と現状での課題、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番清水明議員の河川の観光利用と管理についての一般質問にお答え申し上げます。

現在、町を訪れる観光客は増加傾向でございます。以前は町を訪れた観光客は、ハイキングや溪流釣り、キャンプやバーベキューなどの楽しみが主流でありました。これに加え、近年は、森林セラピーなどで森でゆっくり過ごす方、ノルディックウォークをなされる方、サイクリングをされる方など、さまざまな楽しみ方がなされるようになり、その楽しみ方には、河川を利用したカヌーやラフティング、キャニオニング、あるいは、河川の岩を利用したボルダリング、岩場を利用したロッククライミングなども含まれます。当町のように、山や溪谷に恵まれた全国の観光地では、同様にアウトドアスポーツが盛んな地域が多くあり、モラルの低下などが問題となってきております。

さて、ご質問の河川の利用の現状と今後の対応についてでございますが、初めに、河川利用の現状でございますが、現在、多摩川やその支流の河川を利用しラフティングやキャニオニングを有料で提供している業者は、多摩川川くだり事業者組合加盟の15社となっております。

この内、キャニオニングやシャワークライミング業者は5社となっており、夏場を中心に多くの利用者があり、川苔谷や三ツ釜の滝に多くの業者が入っております。

このキャニオニングの5業者の1つは、町が丹縄亭の指定管理者として指定している株式会社キャニオンズであります。本年2月に総務文教常任委員会で視察を行った際にも、マナーや釣り客との協調が話題に上り、責任者のマイク・ハリス・ジョン氏からマナーは守っていること、釣り客には極力配慮しているなどの説明がございました。

このようにマナーやモラルをもって運営している業者もおりますが、このマナーも全ての業者に行き渡っているかが疑問な部分もあります。また、個人的にクライミングなどを行っている方もおりますので、現状把握は非常に難しいものがございます。

次に、今後の対応についてでございますが、このようなマナー違反などの状況としては、今年に入り6月に、岐阜県御嵩町にある国の天然記念物、鬼岩でハーケンが打ち込まれていることが確認され、その後、同じく6月に白山国立公園内の石川県指定天然記念物の百万貫の岩にも同様にハーケンが打ち込まれていたとの報道があり、クライマーのマナーが問題となっております。

天然記念物であれば、違法行為として取り締まりが可能となりますが、それ以外の岩など

に打ち込む場合は、議員が申されるように違法とまでは言えないと考えております。

このようなことに対して、今後の対応についてであります。高尾山周辺では、通常のハイキングを楽しむ方に加えて、森の中を走るトレイルランニング、同様に自転車で走るマウンテンバイク、または、ペット連れのハイカーなどが混在し、また、モラルの低下もあり、結果的に事故の危険や利用者間でのトラブルが多発したため、東京都は、都立高尾陣場自然公園、明治の森高尾国立公園、秩父多摩甲斐国立公園を対象に平成 27 年 3 月、東京都自然公園利用ルールを策定いたしました。

このルールでは、ごみの持ち帰りなど基本的なマナーのほか、トレイルランニング大会を開催する場合の関係機関との調整や手続、マウンテンバイクの登山道への乗り入れ禁止など、具体的な内容も記載されており、東京都内の自然公園の統一的なルールとなっておりますが、ルールでございますので強制力があるものではありません。

また、ルールの普及に当たっては、昨年 11 月に町が主催者となり行った、第 1 回東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティングでも、パネルディスカッションや講演を行い、普及の一翼を担ったところでございます。

従いまして、河川利用の今後の対応につきましても、多摩川など複数の市町村を流域とする河川もあり、また、実施されている場所のほとんどが自然公園内であることから、東京都で統一したルールを策定することが望ましいと考えております。

河川の場合は、今回策定されたルールと異なり、自然公園以外に、河川管理者の国や都、あるいは市町村が存在することになりますので、策定は複雑で難しい部分があると考えます。

町では、現在、東京都が策定を検討しております東京都自然公園ビジョンの中で、検討いただくよう要望しているところで、今後も要望してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、町を訪れた観光客が楽しく遊び、また訪れたい町となるよう、引き続き PR や施設整備など多面的に努力してまいります。

次に、同一労働同一賃金に対する町の考え方についての一般質問にお答え申し上げます。安倍総理大臣は、1 月 22 日の施政方針演説で、非正規雇用の均衡待遇の確保に取り組むこと。短時間労働者への被用者保険の適用を拡大すること。正社員化や処遇改善を進める事業者へキャリアアップ助成金を拡充すること。契約社員でも、原則 1 年以上働いていれば、育児休業や介護休業を取得できるようにすること。さらには、本年取りまとめるニッポン 1 億総活躍プランでは、同一労働同一賃金の実現に踏み込む考えであることを言及いたしました。

これを受けて、厚生労働省の正社員転換・待遇改善実現本部は 1 月 29 日に、正社員転換・待遇改善実現プランを公開し、非正規労働者の削減などとともに、この方針が盛り込まれております。

このプランには、非正規雇用を取り巻く現況として、我が国の雇用情勢は、平成 27 年 11 月の有効求人倍率は 23 年 10 カ月ぶりの水準、正社員の有効求人倍率も、統計を取り始め

た平成 16 年 11 月以降で最高であり、完全失業率も 18 年ぶりに低い水準である 3 % 台前半となっており、賃金についても、景気回復の中で企業収益が改善し、平成 27 年の賃上げ率は 2.2% と 17 年ぶりの高い水準となるなど、経済の好循環の動きが見られ、雇用情勢は着実に改善しているとしております。

正規雇用と非正規雇用の推移をみても、最近の働き盛り世代では正規雇用への移行が非正規雇用への移行を上回っている状況にあるとしております。

しかしながら、非正規雇用労働者が依然として相当数存在しており、若年層や派遣社員・契約社員で非正規雇用労働者の比率が比較的高くなっており、また、男性に比べ女性のほうが雇用者に占める非正規雇用の割合が高く、このような方々が安心して、希望をもって働くことができる社会を実現していくことが重要であると考えております。

非正規雇用労働者共通の待遇改善に対する具体的取り組み事項として、正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図ることを目標として、同一労働同一賃金の推進策等について、雇用形態が異なっても同じ職務・職責において適正な待遇を確保するための法改正を行ってきたが、これらの規定に基づき適正な待遇を確保していく、また、多様な働き方を広げていくに当たり、同一労働同一賃金の実現は、重要な課題であり、厚生労働省内の推進チームを設置して、検討を進めていくとしております。

同一労働同一賃金とは、同一の職種に従事する労働者は、同一の賃金が支払われるという概念で、性別、雇用形態、人種、国籍などに関係なく、労働の種類と量に基づいて賃金を支払う政策であります。既に同一労働同一賃金推進法が施行されてはいるものの、同一労働同一賃金を実現するには、有識者などの間でもさまざまな議論が行われており、今後、国会で本格的な議論となることから、今後の状況を注視したいと思っております。

町における雇用の形態でございますが、7 月 1 日現在、町には正職員 128 名、臨時職員 46 名、委託契約職員 48 名が勤務をしております。

臨時職員の勤務条件の定め方についてでございますが、臨時職員制度の大枠は地方公務員法に定められており、休暇等につきましては、労働基準法を適用しております。その他の勤務条件、社会保険等の適用、公務上の災害、賃金については、これらの法律に加え、町の臨時職員雇用規程で定めております。臨時職員は、緊急の場合または臨時的に任用される職員で、正職員のサポートなどをする役割で、必要な時に採用しております。賃金につきましては、日額、時給を定め、事務の内容に応じた賃金体系で支給をしております。なお、賃金は、最低賃金法により国が定めた最低賃金額を考慮し、改定をしております。

次に、委託契約職員の勤務条件の定め方についてでございますが、正式の雇用関係や任命による職員ではなく、能力や経験などを生かして特定の業務を依頼された職員で、医師、医療関係の職員、森林保安員、運転手など、専門的な職種について、委託契約を取り交わして任用しております。賃金については、勤務日数、職務内容などにより、東京都の再雇用職員賃金表、町の給料表などに基づき定めております。

ご質問のありました、職員その他の雇用の形態と現状の課題、今後の見通しについてであ

りますが、町では厳しい財政状況の中、平成 17 年度にスタートした第 2 次奥多摩町行政改革大綱以降、現在の第 4 次行政改革大綱に至るまで、継続して確実に行政改革を実施することにより、簡素で効率的な身の丈に合った行財政運営を進めてまいりました。

特に、定員管理につきましては、平成 17 年には 142 人いた職員を、課・係の統廃合等により、平成 26 年度には 126 人とし、11%の職員を削減し、おおむね 7 億円の給与費の削減をするなど、積極的に行政改革を進めてまいりました。

この間、国の地方分権改革の推進に伴い、国から地方への事務権限の委譲がなされたことなどから、町職員の仕事をサポートする臨時職員、専門的な職種には委託職員を採用し、業務を進める中で、現在の状況となっております。

今後も地方分権に伴う事務事業の増加や、少子高齢化に伴う新たな事務事業の増加、東京オリンピック・パラリンピック事務局など、新たな派遣職員も見込まれますが、これ以上の職員の削減や財源の削減が難しいことから、平成 27 年度からスタートした第 4 次行政改革大綱のキャッチフレーズを、量から質への転換を目指した、仕事・人・仕組みの改革として、さらに、行政改革を推進し、職員全員が知恵を絞り事務を進めるとともに、当面は引き続き、必要に応じて臨時職員及び委託職員を採用し、全ての職員が一丸となって質の高い住民サービス、行財政サービスを充実できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○4 番（清水 明君） 再質問ではございませんが、先ほどの河川管理につきましては、できるだけ早い対応をお願いをしたいと考えております。

それから、同一労働同一賃金の関係なんですけども、先ほどのご答弁では、臨時職員が合計で約 94 名、委託も含めまして正規職員の、128 名ですので、全体の約 4 割強が、臨時職員の皆さんということで、その方々が、地方自治でいう住民の福祉増進の仕事をおられます。その賃金格差は、正規職員の、この専門家のお話ですと、3分の 1 から 2分の 1 という数字で見られているということでございます。現政権下のもとで町においてこの方々の処遇改善を図ることを期待を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4 番清水明議員の一般質問は終わります。

次に、5 番小峰陽一議員。

〔5 番 小峰 陽一君 登壇〕

○5 番（小峰 陽一君） 5 番、小峰です。では、2 件、ご質問をさせていただきます。まず 1 件目ですが、有害鳥獣駆除対策についてお聞きしたいと思います。

近年全国的に、有害鳥獣による被害が増加の傾向にあるようです。奥多摩町でも例外なく、熊、鹿、猿等の動物が、住宅街やまたその近くまで出没し、農作物を食い荒らす被害が多く見られます。また、猿については、日中民家の屋根で見かけることがあります。人的被害はないようでありますけども、そんな状況です。

現在、町が実施している対策についてお聞かせください。また、新たな対策がありましたら、合わせてお聞かせください。一部の動物については、猟友会に駆除の依頼をしていると思いますが、契約内容はどのようなものなのでしょうか。例えば、駆除依頼の方法、費用弁償、経費、罹災時の保険等についてです。また、近年、高齢化により猟友会員が減少していると聞いていますが、会員の数は十分なのでしょうか。今後、会員数は減ることは、目に見えていると思いますので、人員の確保の対策はどうお考えでしょうか。例えば、契約の内容の変更とか狩猟免許取得時の費用の補助、銃器購入の補助等がありましたら、教えていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、先ほどの清水議員とダブるところがありますが、私の質問についてはラフティング業者の河川の使用における規制についてということで、ラフティング関係で絞ってお話をさせていただきたいと思います。

大自然の中で癒しを求めて関東で始まったラフティングが、数年前から青梅、奥多摩地区で営業が展開されております。現在、青梅、奥多摩で事業をしている業者は、先ほどの15社にプラス組合に入っていない業者が1名いますので、奥多摩でいうと16名になると思います。その内の半数以上と書いてありますけども、3分の1ぐらいが奥多摩に拠点を置いて奥多摩地内で活動しております。

使用している河川としては、多摩川、白丸湖、海沢川、日原川、川乗谷等で、河川の常設釣り場それから一般釣り場、一般釣り人、登山者、地域住民とのトラブルが多くはないようですが、発生しているように聞いております。

観光立町を目指す町としては、貴重な観光資源であると思いますので、ことが重大にならないうちにルールづくりをし、共存共栄を図ることが必要と考えます。

次の事柄について教えていただきたいと思います。

1として、河川を使用するための許可は必要なんでしょうか。2として、町に事業所があれば納税事業者となるのでしょうか。また、ルールづくりに当たっては、次の事項を考慮したいと思います。地域の事業者、住民とのトラブルの回避、交通安全、細い道での安全走行、違法駐車、自然環境の維持、私のちょっと調べたところで、三ツ釜の沢の真ん中にハーケンが1本打ってあって、ロープが放置してあるというような状況がありました。また、ごみの持ち帰り等ということで、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、有害鳥獣駆除対策についての一般質問にお答え申し上げます。

鹿、イノシシ、猿など野生鳥獣による農作物や森林などへの被害は、全国的に拡大しております。平成26年度における全国の被害額は、農林水産省の発表によりますと、農作物が191億円で、その内訳は、鹿によるもの65億円、イノシシによるもの55億円、猿によ

るもの13億円、その他熊、ハクビシン、アライグマなど58億円となっております。森林についての被害額は発表されておきませんが、面積では8,780ヘクタールの被害があったと林野庁が発表しております。町におきましては、昭和51年11月に、東京都による鹿の捕獲は全面的に禁止されました。全面禁止以降鹿の生息数及び生息域は拡大し、平成16年7月11日に川苔山周辺で発生したゲリラ豪雨により、鹿の食害で裸地化していた大ダワの山林が崩壊し、町営水道の主要水源に土砂が流れ込むという大きな被害が発生いたしました。このため、私は、同月23日に都知事に森林被害に対する緊急要望書を提出し、鹿の捕獲及び裸地化した森林の復旧等の対策を強化するよう要望いたしました。これを受け、東京都では、翌年、平成17年9月に、第一期シカ保護管理計画を策定し、本格的な駆除を開始するとともに、治山事業等の復旧事業も本格的に行われるようになりましたが、当町におきましても、他県同様に獣害は依然として深刻なものとなっております。

被害拡大の要因としましては、地球温暖化による越冬環境の変化、個体調整を担っている狩猟者の減少と高齢化、山間部の過疎化による耕作放棄地の増加などにより、森林と集落の区別がはっきりせず、野生動物が集落に出やすい環境となっていることなどが挙げられております。これらの状況を踏まえて、国では、ニホンジカ、イノシシ等による被害が深刻化していること、狩猟者の減少・高齢化により担い手が減少していること、鳥獣捕獲等の一層の促進と担い手育成が必要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年5月30日に公布されました。その主な改正点は、鳥獣保護管理事業計画を生息数が著しく減少している野生鳥獣を対象とした、特に保護すべき鳥獣のための計画とし、生息数が著しく増加している野生鳥獣を対象とした、特に管理すべき鳥獣のための計画の2つの施策体系を整理したこと。また、集中的かつ広域的に管理する必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣については、都道府県または国が捕獲を実施することができること、狩猟免許の取得年齢を20才から18才に引き下げることなどとなっております。この法律改正に先立ち、平成26年4月14日に石原環境大臣、北川環境副大臣、牧原環境大臣政務官らと、北海道、長野県、長崎県の3つの知事及び北海道から鹿児島県までの5つの市町村長の出席のもとに、鳥獣被害対策に関する懇談会が環境省で開催され、鳥獣被害に係る課題等について意見交換が行われました。私は、この全国5つの市町村長の1人として出席し、直接、環境大臣に意見を述べてまいりました。

各知事や市町村長からは、被害が一向に減少しないことや、現在の捕獲隊員数では限界があることなどの意見が出された一方で、猟友会が機能している地域では既存の猟友会による実施を優先してほしいなどの意見も出されました。私は、銃器による捕獲、罠による捕獲ともに必要であること、急峻な山岳では地元猟友会の判断が重要であること、捕獲隊員を町民以外からも募集していること、などの意見を述べさせていただきました。警察の銃所持許可が厳しくなっているが、有害鳥獣捕獲など地元のために尽力している方には、きちっと免許を与えてほしいことについても意見を述べてまいりましたところでございます。

1点目の質問でございますが、現在実施している対策と新たな対策の考え方についてでござ

ございますが、初めに、現在実施している対策につきましては、農地や人家周辺を対象とした市町村捕獲事業、同じく人家周辺に出没する猿を対象とした警戒システム追払い事業、雲取山や奥山を対象とした緊急捕獲事業の3つが、奥多摩猟友会に委託し実施している捕獲事業で、昨年度は鹿127頭、イノシシ21頭、熊3頭を捕獲しております。なお、ハクビシンやアライグマなど小型の加害獣につきましては、希望する方に檻を貸し出しております。また、捕獲事業以外にも加害獣の侵入を防止するため、ワサビ田に対しては、防護ネット設置の補助事業を、畑に対しては、簡易電気柵設置の補助事業を実施しているところでございます。

新たな対策についてであります。出没と被害の報告が多く、捕獲も難しい猿の対策として、これまでの発信機に加え、今年度からは、GPSを装着して、行動データを図化して各グループの行動域の変化や季節ごとの出没傾向などを把握し、効果的な対策に役立てる考えであります。

2点目の、猟友会との契約内容についてであります。鹿・イノシシの捕獲及び猿の追払い事業につきましては、奥多摩猟友会に委託して実施しているところであります。鹿・イノシシの捕獲のうち、人家付近で行う市町村捕獲では、銃器による団体捕獲を年間42日、罠による捕獲を45日、奥山で行う緊急捕獲を35日、合計で122日実施する内容となっております。昨年度は、それを上回る団体捕獲49日、罠捕獲61日、緊急捕獲48日の計158日実施をしていただいております。実施方法につきましても、あらかじめ計画的に場所を選定しておりますが、被害報告などがあった場合には、場所を変更して実施するなど、柔軟に対応しているところでございます。

本業務委託については、直接の捕獲費のほかに、費用弁償や保険料などさまざまな経費を見込むため、諸経費も計上しております。また、傷害保険につきましては、狩猟を行うためには加入することが義務づけられておりますが、全国の猟友会の本部となります大日本猟友会でまとめて加入しているため、個別に加入する必要はありません。なお、雲取など奥山で行う緊急捕獲には、町職員も同行し宿泊しておりますが、この費用は委託費とは別に計上しております。

熊対策につきましても、人家付近など住民への危険がある場合は、昼夜、休日の別なく、猟友会・警察と連携し、町職員も出動しております。次に、猿追払い事業の委託内容につきましては、年間170日以上の見回りを行っていただく内容の契約ですが、昨年度は206日実施しております。

猿の追払いにつきましては、猟友会会員の中から専属の方1名を選任していただき、計画的に巡回しているところですが、獣害の報告があった場合には、その場所に向かうなど柔軟に対応しております。このように、町の獣害対策につきましては、奥多摩猟友会との間において、業務委託という形になっておりますが、奥多摩猟友会では、被害報告があった場合には、住民サイドの考え方に立ち、定められた実施日数以上の回数を実施、熊出没の際には夜間でも出動するなど、地元猟友会ならではの気配りをさせていただいておるとこ

ろでございます。

次に、3点目の、駆除隊員の確保はできているのか、また、確保の考え方ではありますが、現在の隊員数は24名となっており、大きな不足は発生していないところでありますが、他地域同様に高齢化が進んでおり平均年齢は66才で、将来的な捕獲隊員の不足が懸念されること、免許取得には銃器の購入の他に、専門医の診断書や各種講習、猟友会会費など、大きな費用が必要であることから、奥多摩町有害鳥獣捕獲隊員の狩猟免許等取得費用に対する補助金交付要綱を平成25年に制定いたしました。この制度により、これまで40代男性1名、50代女性1名の計2名、いずれも多摩地域在住の方が新たに狩猟免許を取得し、既に捕獲に参加していただいております。今年度も1名が狩猟免許を取得したいとの意向をもっております。このように住民だけではなく、この事業に理解を示していただいた都市部住民の方々の方もお借りしながら捕獲事業の継続を目指しておりますし、今後も奥多摩猟友会と連携をしながら、効果的な有害鳥獣対策を実施してまいります。

次に、ラフティング事業者の河川使用における規制についてのご質問にお答え申し上げます。河川利用の状況と今後の対応に関する考え方につきましては、先ほど4番清水明議員の一般質問にお答えしたとおりでございますので、議員からご質問いただきました具体的な部分につきましてご答弁を申し上げます。

ご質問の1点目の、河川使用に許可は必要なのかについてであります。河川法では河川を、1級河川、2級河川、普通河川に区分しており、河川の管理は、1級河川は国、2級河川は都道府県、普通河川は市町村と定めております。

このうち、町が管理している河川は、多摩川、日原川以外の普通河川となりますが、河川は公共のものでありますから、自由使用といて原則誰もが自由に利用することができます。しかし、全てが自由にできるというわけではなく、河川法で利用が制限されるケースもあり、河川の管理上支障が生じるおそれがある行為については制限されていますので、その場合は河川管理者の許可が必要となります。

町では、土地利用、土地の形状変更、工作物の新築、改築、または取り除くときは、河川法の規定に基づき許可申請を求めており、許可条件として、毎年占用料を条例の規定で徴収しております。

また、河川法以外で利用が制限される法律として、漁業法がございますが、この法律は、釣り等で水産動植物の採取をする場合に適用されるもので、ラフティングなどの行為には適用されません。

次に、2点目の、町に事業所があれば、納税事業者となるのでしょうかについてですが、地方税法及び奥多摩町町税賦課徴収条例の規定に基づき、町内に事務所又は事業所を有する法人は、法人町民税、均等割・法人税割の納税義務者となります。課税団体における事務所又は事業所の定義では、事務所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われている場所、事業の継続性をいい、自己の所有可否かは問いません。また、法人は、法人の設立又は事務所等を設置した場合には、その設

立・設置の日以後2カ月以内、都税事務所においては15日以内、市町村においてはそれぞれ定める期間に、法人設立・設置届け出書を、納税地の所轄税務署長、所轄都税事務所長及び市町村長に提出しなければならないことになっております。そのため、町では、この法人設立・設置届け出書に基づき、事務所又は事業所等の確認を行っており、法人町民税は、法人が町へ申告書を提出することにより税額が確定することになります。ただし、多摩川川くだり事業者組合加盟15社中、町で事業を実施している事業者は5社で、そのうち、町内に事業所を設置している事業者は3社となりますので、町内で事業を行っている2社を含めた12社は課税の対象となりません。

次に、3点目の地域の事業者、住民とのトラブル回避の考慮についてと、4点目の交通安全への考慮についてであります。多摩川川くだり事業者組合の設置目的は、事業者間の連携強化、リバースポーツの発展、自治体や漁業協同組合など関係各所と協力しながら、よりよい地域社会づくりに貢献するとなっております。この組合が昨年4月に行った臨時総会でも、既に告知されている放流日や鮎解禁日は、各社ツアーを自粛する、マナーを守り、トラブルがあった場合、各社で情報を共有するなどが話し合われております。また、昨年6月には漁協関係者との意見交換も行われ、マナーアップも図られてきているところですが、具体的な事案が発生した場合には、川くだり事業組合の代表者等に申し入れを行ってまいります。

また、交通安全につきましても、主に問題となるのは、集落付近や林道など、道幅が狭い道路での走行と駐車になると思われまます。

このため、違法駐車がある路線については、近隣住民及び交通に支障がないように警察と町で協議を行い駐車禁止の標識等で対応しているところでございます。

今後は、町外からラフティング等で来遊者が増えることで、幹線道路以外の町道も利用されると思われまますので、違法駐車並びに交通安全対策につきましては、何よりも、住民皆様の安全・安心を優先して、十分な指導と対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に5点目の、自然環境への考慮と6点目のごみの持ち帰りにつきましては、町の全域が秩父多摩甲斐国立公園に包含され、集落以外の森林部については、登山道や道標の整備を含め、環境省並びに東京都環境局自然公園係等の所管になりますので、国立公園にふさわしくない行為や景観を損ねるような行為等があった場合には、その対策を講じてもらうよう要請するとともに、自然環境の保全やごみ対策につきましても、東京都全体でルールを制定していただくことを要望するとともに、町でも各所に看板等を設置して、ゴミの持ち帰りを促してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、町の山や溪谷など多様な自然を、多様な形で利用することは町の観光の魅力を高め、より多くの観光客を誘致することで、町の観光産業の発展にもつながることにもなりますので、利用者間や近隣住民に十分配慮し、お互い譲りあって、迷惑行為、危険行為とならないようマナーを守って利用いただくよう、町からも事業組合に引き続き要請してまいりたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。はいどうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 質問ではありませんけど、ちょっと意見を言わせていただきますと、鳥獣駆除対策で、大分県では作物の対策として鳥獣が来にくい環境をつくるというようなことでやっているみたいなので、そんなことも参考にされたらいかがかなというふうに思います。

それから、上高地では、猿が出る度に音のする空気銃で追い払うというようなこともやっていて、効果的だというような話も聞いておりますので、できればそんなことも参考にいただければと思います。

それからもう1点、ラフティング関係なんですけど、確認なんですけど、沢の真ん中にハーケンを打ち込むという行為は、取り締まれないということですかね。すみません、これは質問です。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 小峰議員の再質問にお答えしたいと思います。

一般的に町が今管理しているような普通河川でありまして、一般的な工作物の設置とかそういったもので占有許可を出しております。また、そういったものは全部、岩に打ち込んだとか、そういった取り締まりの規制というのは町の方では今現在、できない状況でございます。また、占有者に対する監督処分とかそういったものはできますが、それについては町では今のところ対処できない状況でございます。ご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番小峰陽一議員のハーケン等の打ち込みについての違法性についてということにお答えをさせていただきたいと思います。

今、河川法については地域整備課長の方からお答えさせていただきましたので、私の方から自然公園法に基づくという部分で、自然保護官、奥多摩の保護官の方にもこのことについて聞いてみました。状況によって違法性が問える場合もあるが、なかなかこれを立証していくのが非常に難しい作業であるというようなことで、特別地域、第2種ですとか第1種という特別地域になる場合に限ってという前置きがついた上での話ですが、そういう状況ということで、なかなかこれ単体で自然公園法だけで取り締まっていくというのは、事実上難しいというようなご意見をいただいているので、違法とまでは言えないというのが現状の判断となっております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） そうするとやっぱり、多摩川川くだり事業者組合ですか、あそこら辺とよくお話をして、環境を守ってもらうという手を打つしかないと思うんで、そこら辺をぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

すみません、ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5番小峰陽一議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますがここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 15 分から再開とします。

午後 2 時 58 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番木村 圭議員。

〔1 番 木村 圭君 登壇〕

○1 番（木村 圭君） 1 番木村です。1 点、質問をさせていただきます。

観光トイレの改修事業の進捗状況及び大イベント時の仮設トイレ設置について、ご質問させていただきます。

第 5 期奥多摩町長期総合計画において、当町には豊かな自然と山の暮らしを継承する観光づくりを基本に、さまざまな観光客のニーズに対応した施設整備等を進めて観光事業の展開を図るとしております。

その 1 つとして、観光施設の充実施設である日本一観光トイレがきれいな町の実現のため、今年度の商工費予算に観光トイレの改修工事、改修設計委託費が組み立てられています。奥多摩町全体の観光トイレの再整備の進捗状況と今後の整備計画についてお伺いします。

また 8 月 13 日の第 39 回奥多摩納涼花火大会、山のふるさと花火は、大盛況に行われました。多くの観光客が訪れ、JR では 10 両の臨時列車を出すほどのにぎわいでした。花火は終了し、これらの観光客が奥多摩駅の観光トイレに集中し、長蛇の列ができ、南氷川の商店にトイレを借りに来た人もいたと聞いております。

今回の花火大会のように観光客が集中することが予想されるイベント開催時には、仮設トイレの設置などの対応が必要と考えます。トイレを完備することにより、町を訪れる人が気持ちよく奥多摩を楽しむことができ、リピーター客の増加も望めるのではないのでしょうか。町としてのお考えをお伺いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1 番木村圭議員の観光トイレ改修事業の進捗状況及び大イベント時の仮設トイレ設置についての一般質問にお答えを申し上げます。

町は、昭和 30 年の誕生以来、一貫して観光立町を標榜しており、誕生当初からこれまでの観光振興のため、ハード・ソフト両面についてさまざまな整備を行ってまいりました。

その結果、一時期、減少しておりました観光客は、現在、増加に転じております。

昨年度、奥多摩駅の乗車人員は、前年度比 8 % 増の 35 万 2,000 人となったことを初め、昨年度は多くの観光施設で利用者の増加が見られました。

今年度に入りましても、その傾向が続いており、観光立町を標榜する町としては、非常に喜ばしい状況となっております。

ご質問の1点目の観光トイレ改修事業の進捗状況と今後の整備計画についてであります。平成27年度を初年度としてスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画第4章、みんなの力がつながる観光・産業づくりでは、これまで整備・管理してまいりました観光用公衆トイレ40カ所について、生活様式の変化やグローバル化など、時代のニーズに合わせた再整備が必要としております。

また、合わせて清掃等の維持管理につきましても、清掃回数・清掃の高度化などの見直しを行うことで、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指すこととしております。

このため、町では平成26年12月に、奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針を策定いたしました。この指針では、新設トイレ整備指針と既存トイレの改修整備指針、維持管理指針の3つで構成しております。

この内、新設トイレ及び改修とともに整備指針では、障害者・高齢者・乳幼児まで、全ての方が快適に使える整備を図ることとしており、具体的内容として、洋式便座、シャワートイレを基本とし、バリアフリー化、省エネ化、ベビーチェア・ベッド、誰でもトイレの設置等を行い、老朽化が著しい場合には建替えも行うこととしております。

また、整備の優先順位につきましては、重要度、利用頻度の高いもの、老朽化が著しいものから優先順序をつけて実施することとしております。

この計画に基づき、平成26年度は老朽化した氷川駐車場トイレの建て替えを行い、今年度は付近に観光用公衆トイレがない大沢駐車場への新設と、川井・鳩ノ巣・白丸の3駅前のトイレを改修いたします。

来年度以降の整備につきましては、古里駅前や駐車場・バス停など利用頻度の高い場所を優先し、毎年度設計と工事を各10カ所程度実施する考えで、東京オリンピック・パラリンピック開催までに、主要箇所の整備を完了する予定であります。

奥多摩駅前トイレにつきましては、現在の観光案内所がバリアフリー化ができていないこと、案内カウンターが狭く、また、英語インフォメーションの設置も行ったことなどから、観光案内所を含め、駅前広場一帯の再整備を行う考えで、来年度に駅前広場土地所有者であるJR東日本と協議を開始するとともに基本構想を作成し、東京オリンピック・パラリンピック開催までに整備を完了する考えであります。

また、観光案内看板に次のトイレまでの距離を表示することで利用者の安心を図れますので、看板設置替えの際、トイレまでの距離を記載する考えであります。

さらに維持管理につきましては、この4月にトイレ機器メーカー、薬品メーカー、清掃事業者やネクソコ中日本など多くのトイレを保有する事業者等が会員となっている日本トイレ協会に加盟し、整備や清掃方法のアドバイスをいただきながら、来年度から清掃等維持管理業務を集約した委託として、合わせて清掃業務を生業として、若者の定住化にも結びつけたいと考えております。

次に2点目のご質問の、大イベント時の仮設トイレ設置についてであります。今年8月13日土曜日に行われました第39回奥多摩納涼花火大会につきましては、山のふるさと花火と題しました。この日は、旧盆とも重なり、また、開催前々日が国民の祝日として山の日が施行されたことや、町の観光客が増加していることなど、さまざまなよい要件が重なり、議員が申されるように非常に多くの観覧者が訪れ、その数は昨年度の2.5倍近い1万2,000人となっております。JR八王子支社と連携し臨時列車を通常運行時間の間に入れるなどして対応したところではありますが、予想をはるかに超えたことから、奥多摩駅では入場制限をせざるを得ない状況となり、乗車まで1時間近くお待ちいただいた方も発生をいたしました。

この花火大会につきましては、昭和53年に氷川地区を中心とした有志で実行委員会を立ち上げ実施してきたものですが、現在は、花火の打ち上げやイベントなどの協議、申請手続等の事務を観光産業課が行っております。費用につきましては、東京都と町の補助金のほか、実行委員が協賛金の依頼を行い、それらの資金を元に実施しているところではありますが、近年は実行委員も不足しており、また、協賛金自体も年々減少傾向にあり、運営も厳しい状況であります。このため、氷川小学校校庭と登計原総合運動公園を有料席、有料駐車場として使用するため、実行委員と観光産業課職員総出で運営を行い、資金不足を補っているところでもあります。

近年各地の花火大会など大きなイベントで事故が発生していることから、警察からは自主警備体制の強化も求められており、来年からはこれまでの警察官による警備のほかに、実行委員会側が警備員を配置する予定であります。

ご質問の、仮設トイレの設置につきましては、町のイベントとしては、ふれあいまつりのみ、設置を行っているところではありますが、それと同程度の規模の仮設トイレを設置するためには、30万円程度の費用が必要となり、花火大会の財政上、厳しい面がございますが、しかし、このように非常に多くの観覧者が訪れた場合には、議員が申されるように、トイレブースの不足によりご不便をお掛けすることになりますので、来年の開催では、役場下の氷川溪谷遊歩道にごございます観光用公衆トイレの利用ができるよう、駅前からトイレまでの間に仮設照明を設置するなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

また、集客数を見込むことは難しいことではありますが、花火大会以外の新たなイベントを計画する場合には、イベント規模・実施時間などを考慮し、仮設トイレ設置の必要性を考えてまいります。

駅前禁煙区域になっていませんが、今年度の花火大会では、分煙化も考慮し、株式会社フィリップモリスジャパンと青梅信用金庫奥多摩支店にご協力いただき、信用金庫駐車場の一角に喫煙ブースを設けております。

いずれにいたしましても、観光客の方が何度でも訪れていただけるよう、トイレ整備を初め、ハード・ソフト両面の観光施設整備を今後行ってまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 木村圭議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○1番（木村 圭君） 南氷川の場合、お祭りが終了して、その後に総括の会議がありまして、その中でトイレの問題が出ました。南氷川の生活館なんかにも観光客がトイレを貸してほしいということで来られるので、そういう方にはお貸ししているんですけど、積極的にそういうことは今までやっていないということで、来年度は張り紙とかそういうことで生活館をぜひ観光客に使っていただくというような話になりました。

また、教育課の方でゲートボール場にトイレを昨年つくっていただいたんで、そこも開放しようというような話になっています。

こういうようなことで、この駅周辺にこういう公共のトイレもあろうかと思えますんで、その辺を利用できるような形を進めていくようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1番木村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、南氷川としていろいろお気遣いをいただきまして大変ありがとうございます。これまでも、トイレ等についていろいろな検討をしてきたところで、その中の1つとして民間等施設のトイレの借り上げというような検討も公衆トイレ化というような検討もしてまいりました。なかなかこれについては例えば群馬県だったと思うんですが、期間を、年数を限ってトイレの借り上げをして、そのことに対して補助金等を出しているというような制度もあるというのを確認をしておりますが、なかなか制度的に非常に難しいものもあるようでございます。確か今回のようなスポット的にトイレを花火大会のようなイベントでお貸しいただけるかというような打診を駅前の食堂等で、貸していただけるということがあるかどうかわかりませんが、打診をしてみたいと思います。また、これにつきましては実行委員会が町の方ではございませんので、その実行委員会の中で今、反省会を実施する予定でいますので、その中でもそういうご意見をいただいているというようなことをお伝えして、検討をさせていただきたいと思えますんで、ご理解をお願いいたします。

○1番（木村 圭君） ありがとうございます。ぜひ観光客が楽しみに花火を見に来るわけですから、気持ちよく帰っていただくようにぜひご配慮をお願いします。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、1番木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、2番大澤由香里議員。

[2番 大澤 由香里君 登壇]

○2番（大澤 由香里君） 2番、大澤由香里です。私からは2点、質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、空家対策について。町民から次のようなご意見がありました。近所に所有者が進んでいない空家があるが、周りは樹木や雑草が伸び放題で自分の敷地内に入ってきたりするので、仕方なく仕事が休みの日に草刈りなどを行っている。本来ならば、所有者がやるべきことであるのに、いないので連絡のしようがない。何とも割り切れない思いでいるといったご意見や、また、隣の空家の柿の木に、毛虫が大量発生していて、孫が近所で

遊ぶので退治しているのだが、次から次へと発生するので切りがない。また、樹木に蜂の巣ができていて刺された。慌てて転んで肩を強打し腕が上がらなくなった。というふうに、まさに泣きっ面に蜂と言われるようなお気の毒な目に遭われたという方もいらっしゃいました。

また国道沿いや観光スポット周辺に、明らかに空家と見られる家屋が幾つかあるが、観光客の目にはどう映っているだろう。町にとってマイナスイメージではないのかと心配する声も聞かれました。私も、全町を見て回ることはできないので、声を寄せてくださったところを中心に町内を見て回りましたが、場所によっては、ほんの200メートルほどの間に、七、八軒ほども空家があり、家の周りを囲むように樹木が生い茂っているところや、今にも潰れそうな家屋などが幾つも存在しました。また中にはまだまだ新しく、きれいで空家にしておくにはもったいないと思われる家屋もありました。高齢化や人口減の影響で、空家は増加を続けています。空家問題は、所有者が適切に管理せず放置することにより、家屋の老朽化が著しく進み、建物の倒壊のおそれや不審者の住みつき、放火、ごみの不法投棄など、地域住民の生活に、防災、防犯、安全、衛生などの多方面にわたり、悪影響を及ぼすため、全国的にも大きな社会問題となっています。

町内でも、こういった管理不全状態の空家が増えており、町議会でもこの空家について再三取り上げられてきました。2014年の9月議会の高橋議員、2015年の3月議会の原島議員、同年6月議会の師岡議員、そして続く9月議会では石田議員と、2015年は、3月、6月、9月と連続して質問されています。それだけ町にとって重要課題であり、町民からの意見や要望も多いということでしょう。昨年9月議会、石田議員の質問に対する答弁では、定住サポーターの調査による初期段階のまとめで、これは過去最高の値になりますが、374件の空家が確認されているというご報告がありました。

こういった議会でのこれまでの経緯も踏まえお伺いいたします。

現在行っている空家調査について、定住サポーターの方が中心となって調査しているんだと思いますが、誰がどのように調査しているのか、詳しくお聞かせください。

また、若者定住策の推進によって、随時変動があるかと思いますが、当町における現時点での空家の数は何戸あるでしょうか。その中で、所有者が適切に管理しているものと、管理不全状態のもの数もお聞かせください。

また、現在までに若者用住宅など、再生利活用されている空家の数もお知らせください。さらに、今後ますます増加すると予想される空家問題に対してどのような対策を講じていくのか、具体的にお聞かせください。

次に、職員の健康管理についてお伺いいたします。

近年、仕事や職業生活に関して、強い不安、悩み、またはストレスを感じている労働者が、5割を超える状況にある中、仕事による強いストレスが原因で、精神障害を発病し、労災認定される労働者が、平成18年以降増加傾向にあります。そこで厚生労働省では、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっているとし、改正労働安

全衛生法に基づく、ストレスチェック制度が平成 27 年 12 月に、新たに創設されました。この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善に繋げ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを主な目的としたものです。地方公務員安全衛生推進協会の、平成 26 年度の地方公務員健康状況等の現況によれば、体調を崩して長期病休となる職員、これは疾病等により休業 30 日以上または 1 カ月以上の療養者のことをいいますが、この数は、職員 10 万人当たり 2,381.7 人となっており、前年度より 15.2 人、0.64%増加し、高どまりの状況にあります。特に精神及び行動の障害、いわゆる心の病による長期病休者数は、職員 10 万人当たり 1,239.5 人で、前年度より 20.2 人、1.66%の増加をしております。これは 10 年前の約 1.8 倍、15 年前の約 3.8 倍となっております。これは職員が 100 人いる職場であれば、心の病による長期病休者が 1 人を超える割合であることを意味しています。また、長期病休者全体に占める割合も、年々増加し、平成 26 年度は 52.0%となっており、前年度に比べて 0.5%増加し、平成 24 年度から連続して 5 割を超えています。このほか、地方公務員の精神疾患に係る公務災害認定件数も、平成 21 年度以降増加傾向となっております。このような状況から、地方公共団体においては、より積極的にメンタルヘルス対策を推進していくことが重要かつ喫緊の課題となっております。職員自身が、みずからのストレスに気づき、自発的に、適切な対処をするとともに、職場のストレスの要因そのものも軽減するため、事業者や管理監督者などによる職場環境の改善を進めることなどによって、メンタルヘルス不調の発生を防止していくことが大切です。奥多摩町では 128 人、非正規の方を含めると 170 人の職員を要していますが、ここで働く町職員の健康管理が万全に行われているかお伺いします。

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理がどのように行われていますか。

また、平成 27 年 12 月に、新たに創設されたストレスチェック制度についての町の対応はどのようになっているのでしょうか。

また、有給休暇の消化の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

町職員の残業について、

- 1、町職員の中で残業が多いのはどの部署でしょうか。
- 2、残業が 1 日で一番長いのはどの部署でしょうか。
- 3、1 カ月で一番多い残業は何時間でしょうか。
- 4、サービス残業が行われていますでしょうか。
- 5、残業を減らすために、具体的な計画はあるのでしょうか。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2 番大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、空家対策であります。空家は全国的な問題であり、総務省の平成 25 年、住宅・

土地統計調査によれば、全国で820万戸の空家があり、住宅ストック数の6,060万戸に対して、空家率は13.5%となっております。また空家の総数は、平成5年から20年間で倍増しており、このうち、賃貸または売却目的の空家の増加率は、1.43倍から1.16倍に減少していますが、反対にそういった目的のない、長期にわたって不在のその他の住宅の増加率は、1.19倍から1.5倍に伸びております。国土交通省が平成26年に実施した空家実態調査によりますと、所有者の年齢は、65歳以上の高齢者が55.6%を占めており、空家を取得した経緯では、相続したが、52.3%で最も多くなっており、空家の管理状況につきましては、所有者やその親族が、81.7%として全体の約5分の4を占めております。空家管理の頻度につきましては、月に1回から数回が、34.3%で最も多く、年に数回以下の者が、23.8%で、全体の4分の1を占めております。なお、管理専門業者などへの委託が2.0%、誰も管理してないが4%の割合であります。空家の管理面での心配ごととしましては、住宅の老朽化、破損の進行が51.5%と最も多く、次いで樹木、雑草の繁茂が39.2%、不審者の侵入や放火が34.2%などとなっております。

管理をする上での障害、課題につきましては、管理の作業が大変が26.3%、住宅を利用する予定がないので管理が無駄になる、23.6%、遠方に住んでいるので管理が困難、21.4%などとなっております。この中で、距離別に見てみると片道1時間を超えると遠方に住んでいるので管理が困難という理由の割合が多くなってきており、また、距離が遠くなるほど管理を委託したいという割合が大きくなってきております。

今後の利用意向に関しては、空家にしておくが21.5%。取り壊すが11.2%となっております。建築時期が古いものほど、この割合が高くなっております。また空家にしておくの理由につきましては、物置として必要だから、44.9%で最も多く、次いで、解体費用をかけたくないから、39.3%、特に困っていないから、37.7%の順になっております。これらの状況に対しまして、自治体側で想定される問題例としましては、防災性及び防犯性の低下、ごみの不法投棄、衛生の悪化、風景・景観の悪化などが挙げられます。町では総合的な定住化を進め、少子化に歯どめをかけるために、奥多摩創造プロジェクト事業を重点的に推進しておりますが、このうち、住まいに関しての施策の中には空家等の有効活用があります。また、奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略元気づくり計画においても、空家の再利用や有効活用を進めることとしております。

ご質問の1点目の町内の空家を誰がどのように調査しているかについてであります。町では平成27年6月に、町民と行政が協働し少子化定住化対策を推進するため、町の職員が各自治会の状況を把握し、町民と連携した空家対策などができるよう定住サポーター制度を立ち上げ、空家調査を行いました。この定住サポーターは、町長が任命する町の職員で、現在、事務局8名及び各自治会を担当する担当定住サポーター43名の51名体制で活動しております。昨年度の調査では、2名1組の担当定住サポーターが、6月以降各自治会に出向き、目視による空家等の現況調査として、自治会長を初めとする自治会の皆様と協働して確認作業を行いました。その後、空家等を所有している方に対して、土地、建物に

関するアンケート調査をお願いいたしました。内容としましては、所有物件の使用予定の有無や、今後の意向及び町が実施しております空家バンク制度の利用希望の有無などについて聞いております。また同時に、空家等対策の推進に関する特別措置法についての説明と、空家の活用を促すよう空家等活用促進事業交付金及び空家バンクのチラシ、案内を同封し送付しております。このアンケートの調査結果は物件ごとの個票に記載され、現在は、平成 27 年度末に導入された空家調査活用システムにおいて、所有者や物件状況、並びに位置情報などとともに、システム上で一元的に管理及び活用をしております。今年度におきましても、定住サポーターによる補完調査を行う予定であり、空家の適切な管理や利活用に資するため、継続的にデータの更新を図ってまいります。

2 点目の、当町における現時点の空家の数についてでございます。

ただいま申し上げました、定住サポーターによる最初の現地調査では、町全体で 374 軒の空家が確認されました。その後詳細調査を行った結果、平成 27 年度末時点で、444 軒の空家が確認されました。またアンケート調査の結果の状況につきましては、町への寄付が 32 軒、売買が 28 軒、賃貸が 18 軒、現状を維持が 111 軒、その他が 67 軒、そして未回答が 188 軒であり、このうち寄付、売買及び賃貸の合計 78 軒が活用候補物件として、さらなる調査やその後の交渉に向けて作業を進めていく物件として位置づけております。

その後、この 8 月末時点での空家の数は、全体で 465 軒となっており、平成 27 年度末の時点から 21 軒増加しております。主な増加要因につきましては、空家調査活用システムが住民基本台帳情報と連動しており、現に住んでいる家族全員が町外に転出した場合や、高齢者 1 人世帯の方が、老人ホームに移るなどした場合など、その建物所在地に誰も住んでいない、つまり住民票がなくなった場合は、システムが空家になったと認識することによるものであり、今後詳細な調査を進めてまいります。

一方で、465 軒の中には、交渉中含め町に寄付をいただき、今後は空家の利活用に向けて調整している 10 軒ほどの物件も含まれております。また、空家バンク及び若者用空家バンクへの交渉中を含めた 15 軒ほどの登録物件も含まれております。このほかに、民間不動産会社を活用した個人間での譲渡あるいは解体などにより空家でなくなった物件も考えられますが、実質的には、440 軒前後で推移しているものと考えております。

3 点目の、その中で所有者が適切に管理しているものと管理不完全なもの数についてですが、先のアンケート調査では、管理の有無について、客観的に明確な基準を示していないこと及び設問を設けていないため、現時点では、正確な数は把握できておりませんが、活用候補物件とされる 78 軒については、一定の管理下にあるものと推測しております。これまでに若者定住化対策室で、その活用候補物件について現地調査を実施したところ、適切に管理しているとは言いがたい物件も複数確認できました。この点につきましては、平成 27 年 5 月 26 日に施行されました、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等の取り扱いを含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

4 点目の若者用住宅など再生利活用されている空家の数についてですが、既に新聞

などで取り上げられましたが、町に寄付されました空家を活用した、いなか暮らし支援住宅が2軒、若者定住応援住宅が1軒ございます。また、空家バンク登録後実際に住んでいられる活用物件が22軒となっております。そのほか、先ほど申し上げました、現在町と交渉中あるいは町に寄付をいただいた物件のうち、3軒程度は今年度中に活用を始める予定であり、今後これらの物件は活用候補物件を含め、定住促進用の住宅地として順次活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後、増加が予測される空家問題の対策についてであります。アンケート調査結果から判明した活用候補物件の所有者への活用に向けた交渉、未回答となっている物件所有者への詳細調査及び働きかけ、空家を利用したい方と物件のマッチングなど、日常の相談窓口業務を含めて対応してまいりたいと考えております。

一方、啓発という面からは、例えば固定資産税納税通知書に空家の適切な管理や活用促進に関する情報やチラシを同封すること、あるいはホームページの活用などの対応が挙げられます。自治会及び定住サポーターからの情報や、空家調査、活用システムを用いながら、町の最重要課題である定住促進につながるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、職員の健康管理についてであります。平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。このストレスチェック制度は定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知し、みずからストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルスの不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減させるものでございます。

さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導に繋げ、労働者のメンタルヘルスの不調を未然に防止する取り組みで、平成27年12月1日から施行され、労働者50人以上いる事業所では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務づけられました。町でも今後実施していくこととなります。議員から職員の健康について何点かご質問をいただいておりますが、1点目の労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理がどのように行われているかについてであります。労働安全衛生法第66条、労働安全衛生法施行規則第43条及び第44条の規定により、事業所は1年ごとに1回定期的に一般の健康診断を実施しなければならないこととされております。町では毎年10月ごろに、臨時職員を含め全職員を対象として奥多摩病院で定期健康診断を実施しております。この定期健康診断を受診せず、個人で人間ドックを受診する職員もおりますが、この人間ドックを受診した職員からは、健診の結果の提出を義務づけ、全ての職員の健康状態の把握をしております。この検診結果により、一定の異常が認められた職員には、所属の長を通じて、医療機関への受診を義務づけ、その結果の提出を受けております。受診の結果、通院し、病状の改善に努めている職員もおり、健康管理に努めているところでございます。

2点目の新たに創設されたストレスチェック制度について、町の対応についてでございますが、先ほど申し上げましたように、27年12月1日から法律が施行され、検査の実施が義務づけられたことから、今年の11月30日までの間に、全ての職員に対して、1回目のストレスチェックの実施をすることになります。実施方法ですが、町では1人に1台パソコンが貸与されていることから、この機器を使用して、臨時職員には用紙により質問票を配布し、記入・提出させ、その結果を取りまとめ、町の産業医である奥多摩病院院長、保健師などが、ストレス状況の評価、医師の面接指導の要否の判定をし、本人へ通知をする予定であります。その後ストレスが高い職員には、面接指導を行い、メンタルヘルスの不調を未然に防止したいと考えております。

3点目の有給休暇の消化の状況はどのようになっているか、であります。年次有給休暇は毎年20日間付与しております。また、その前年に休暇を取得できなかった時は、20日間まで繰り越しができることとなっており、繰り越しを含め、最大で40日間の休暇が付与されております。27年度における、年次有給休暇の取得日数は、平均9.2日となっております。課別に言いますと、取得日数に差があり、行事の多い部署で休日に出勤し、振替休暇が発生する部署はこの年休の取得率が低い傾向にあります。なお、7月から9月で取得できる夏休みは、5日間付与しており、期間中はいつでも取得できることとなっておりますが、こちらの取得日数は、平均4.8日と取得率は高くなっております。

最後に4点目の町職員の残業についてであります。残業が多い部署につきましては、平成27年度は、町制施行60周年であったことから、その記念イベントに関連した企画調整係、観光商工係、社会教育係、また、臨時福祉給付金の事務手続や、集中したことにより福祉係が平成28年度に入り選挙が続いたことにより、総務課、庶務係の超過勤務時間が多く、また、地方公共団体の毎年度の決算状況について報告する地方財政状況調査、決算統計の時期には財政係が多くなる状況であります。月で1番多くの超過勤務をした職員の勤務時間は27年度では164時間、28年度では153時間でありました。

次にサービス残業についてですが、仕事の区切りまで終わらせてしまいたいということから、残って仕事をする職員が超過勤務は出さずに仕事をするところがあるようですが、サービス残業をしている職員はないと認識しております。

次に、残業を減らすための具体的な計画ですが、水曜日をノー残業デーとして、外部委員が参加する会議及び緊急の対応以外は、定時に退庁するよう促しております。また限られた人員で、多様化、複雑化する住民ニーズにこたえられる事務執行体制の構築を図るため、事務のフラット化を導入し、推進しているところでございます。これは係ごとの事務を課ごとの事務とすることで、課内のより一層の協力体制づくりが求められ、各課長の強いリーダーシップと課長補佐・係長の連絡調整、職員一人一人の意識改革が重要となります。事務のフラット化を導入することで、係間の事務量の割り振り、繁忙期の事務の処理体制づくりが容易になり、職員間の協業体制を進めることで、超過勤務を縮減し、余暇を活用し健康増進に努めております。町では、労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会を設置

し、健康診断の結果、休暇取得、超勤時間などの職場環境について健康障害を防止するための話し合いを実施しております。この委員会は、職員安全衛生管理規程に規定されており、総括安全衛生管理者である副町長、主任安全衛生管理者である総務課長、産業医である奥多摩病院院長、保健師のほか、管理職、職員の代表など 11 名で組織されており、設置目的は、労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要があります、この委員会において、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について調査審議し、職員の職場における安全衛生及び衛生管理に努めており、引き続き職員の健康管理、職場改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○2番（大澤 由香里君） はい、再質問させていただきます。

昨年、今町長からもお話ありましたように、昨年5月26日空家対策特別措置法、特措法と呼ばせていただきますが、が全面施行されました。特措法は、管理不全の老朽化した住宅を自治体が特定空家に指定し、所有者に解体や修繕など勧告・命令できるようにし、命令に応じない時は、自治体が所有者にかわって取り壊し、費用を所有者に請求することも可能となりました。さらに特措法では、特定空家の所有者が、自治体の勧告などに従わない場合、住宅が建っていても、固定資産税の軽減措置を打ち切ることができるようになりました。一方で、個人の財産を自治体が代執行を行うことの問題、解体撤去をするときの所有者の費用負担問題、行政の権限で所有者の税負担が重くなる措置を講じるなど、慎重に扱わなければならない課題もあります。2015年の3月議会の原島議員の一般質問に対する答弁の中で、空家対策についての町の考えは、管理に問題のある空家等への対策を条例で定めている自治体、そのうち費用を所有者に補助する制度を設けている自治体もあるが、町としては相続問題、建物内の荷物の処分及び解体撤去費用などを考慮すると条例を定めるには慎重に検討してまいりたい、とあります。町では条例化には消極的な態度でありましたが、空家にかかわるさまざまな苦情が後を絶ちません。取り壊したくても解体費用がない。更地になると、最大6倍にはね上がる固定資産税も払えない。といった事情で、所有しながら放置されている空家に対して、その事情に応じた補助制度などの条例化が必要ではないかと思えます。平成27年度の税制改正により、特定空家にかかる土地については固定資産税を課税標準の特例措置の対象から除外するという規制が強化されました。更地となった後のフォローは示されていません。町の若者住宅などに、再生利活用できる場合はいいのですが、該当しないものについては、経済救済策はないのが現状です。解体後、一定期間は、固定資産税の軽減措置を図るなど、所有者が進んで空家対策に取り組めるような税制上の措置も必要ではないかと考えます。これはぜひ、国や都の方に求めていただきたいと思えます。また、2015年4月の時点で、全国で空家条例は435の自治体で施行されています。老朽家屋等の解体除却費用を助成している自治体は、東京都では、今年4月時点で27の自治体で確認されています。助成を受けられる条件や内容は、自治体によってまちまちです。例えば福生市では、1981年5月31日以前に着工した危険空家に対して、

2分の1、上限は50万円となります。東久留米市では助成対象費用の6分の5、5,000平米以上の場合は2分の1となりますが、の助成を行っています。奥多摩町でも解体除却費用の負担を軽減し、空家対策をより充実させるためにも、解体除却費用の助成をすべきと考えます。町としてのお考えをお聞かせください。

それから、聞き取り調査の中で、空家に対する意見や苦情をどこに言っていていいかわからないとか、町役場に言うのは気がひけるといった声が多くありました。また、51名ですか、というサポーターは町の職員の方々だということですが、それぞれの課での職務がある上でのさらなる職務ということで、負担が大きく、できることにも限界があるのではないかと思います。空家問題は調査に始まり、苦情の聞き取り、指導や勧告、解体や売却等の相談、定住希望者との相談など、これから多岐にわたると思います。町の最重要課題の一環でもありますので、行政だけでなく町全体で取り組んでいかなければならない問題であると考えます。自治会には協力をしてもらっていることですが、もっとPTAやほかの団体などにも通じて依頼したり、広く町内に募集したりして、住民にもサポーターになってもらい、職員、住民合わせてそのサポーターのお名前を広報等で住民に知らせることで住民の方のいろいろなご意見や情報を広く収集できることができるのではないかと考えます。再質問が長くなって申しわけありませんが、以上お考えをお聞かせください。

もう1つありました、すみません。

ストレスチェック制度、職員の就労状況についての再質問です。

課によって、忙しい時期とそうでない時期があり、仕事を完遂させるためには残業もやむを得ないときもあるが、事務のフラット化とか、振休制度を使うなどして年間を通して調整されているということでしたが、特に新人の職員の方などは、職務内容も初めてであるので、非常に大きな緊張やストレスを抱えての毎日だと思われれます。その中で、残業が続き、休みもろくに取れない日々が続くと、このような毎日がずっと続くのかと不安を感じ、心身に不調を来すことも考えられます。職場で何でも言い合える雰囲気があれば、関係ができていれば、上司に聞くということもできますが、まだ人間関係もできていないころだとなかなか聞きづらいのではないかと思います。

再質問ですが、その課に新しく配属された職員に対して、前もって職務の1年を通しての説明であるとか、そういった説明や賃金の保障などは行われていますでしょうか。以上、お願いします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 2番大澤由香里議員の再質問にお答えします。

空家対策の経過につきましては、本町においては法に基づきまして空家対策を総合的かつ計画的に、実施するために基本的な考え方を示すために今計画をつくる準備を行っております。

また、都市整備局とかそういった会議に出席してまして、今23区、26市、5町、8村でも今この問題に取りかかっているわけですが、今現在のその実態調査をして

いるところも、まだまだ少ないようでございます。

また今、行政代執行をしたところにつきましては品川区で1件ございました。また品川区でもその行政代執行をしたことによってその所有者からその費用をとれるかというような懸念も今、ございます。

また町としては、今後、その空家対策特別措置法につきましては、今現在の定住サポーターが、進めている調査を踏まえまして諸問題を活用の方向を見出せる空家と、そうでない廃屋のような周囲に住環境に悪影響を及ぼす空家とに分けて諸問題を整理して今後その空家問題に対して計画を準備していきたいと今考えております。

また税制上の措置問題等もございますが、そういったものを踏まえて、今後5年計画ぐらいでその空家対策については、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 2番大澤由香里議員の再質問に対しましてお答え申し上げます。ただいまの地域整備課長の答弁にも若干重複するところもございますが、ご了承の方よろしくお願いしたいと思います。

ご質問の中で解体除却等に対する助成についてというお話ございましたかと思えます。現状では町の方ではそのような専用の交付金等を町が助成するという制度はございません。ただし町としましては、先ほど特措法のお話が出ておりましたけれども、空家を活用しませんかということで、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、アンケートをお送りした際に、そのチラシを同封させていただいております。こちらにつきましては、町に寄付をする場合には、平米単価は1万円ということなんですけれども、最大で200万円を助成しますということ、それから、若者用空家バンクに登録された場合は、上限を50万円、また一般の空家バンクに登録された場合は10万円ということで、そのような形で、何らかの活用を施していただきたいというお願いをしております。

1つの考え方でございますけれども、空家をそのまま使うという方法もございますけれども、例えば空家その建物自体には、使用は無理という状況であっても、その土地に価値があるようであれば、町としてはそれをお受けして、町の方で解体してその土地を分譲地なり、また若者住宅というような活用も今後は考えられるかなというのが1つございます。それが1点。

それから次に、空家の苦情の関係のお話があったと思えます。こちらにつきましては、大澤議員の方でも、住民の方の話を聞いて現地も見ていただいているということで、ありがとうございます。若者定住化対策室の方でも、現場の方を見させていただいている中で、やはり寄付をしたいという方の物件を見させていただく中には、やはりもう実際は管理が行き届いていないという部分が大勢ございます。逆に言いますと、現状維持というところで111件というのがありましたけれども、その場合は逆に、何らか使っているということなので、割と程度がいいというか、人が入っているという状況が見受けられます。その中で、

空家の苦情についてということですが、例えば質問の中で蜂の巣の駆除の話とか、樹木や雑草の繁茂についてというお話もあったかと思います。通常は蜂の巣の駆除については、高齢者など所有者本人の駆除が困難な場合、実際に住んでいる方があった場合は町に連絡いただければ住民課の生活環境係で、駆除対応を行っております。

次に蜂の巣が空家敷地内にあつて隣接住民あるいは通行人等に危害が及ぶと想定される場合は、可能な範囲で空家または土地所有者に連絡を取りということで原則的には所有者に駆除をしていただくということが基本になると思います。ただし緊急的に、第三者に、何か危害が及ぶということであれば町の対応も考えられると思いますので、まずは町の方にも連絡いただければというふうに考えております。

それから樹木や雑草の繁茂についてということですが、こちらも原則的には所有者が適切に管理してもらうことが前提条件になります。ただ、アンケート結果などにもよりまして遠距離などの諸事情がある場合、いろいろ難しいこともあると思います。この場合、町にシルバー人材センターがございますけれども、こちらの方、通常でも樹木の剪定などを行っているということで、先日、シルバー人材センターの方に問い合わせたところ、依頼があればやりますよというお話をいただいております。これにつきましては、遠距離にいるということで基本的に町内にいない方が所有者だと思いますので、今後もあの定住サポーターのまた再アンケートも含めて、そういう町外にいる方にもシルバー人材センターの管理のお話等も伝えていければというふうに考えております。

それから、職員が行う定住サポーターの負担についてというお話もございました。128名の中で51名が携わっているということで、本来業務がある中で、こちらの作業もしていただいているという状況であります。昨年におきましては第1回目ということで、いわゆる全棟調査という形で1軒1軒歩いて回っていただきました。ただ、今年度につきましてはシステムに管理をさせておりますので、その補正というか補うという意味の調査をしております。そのやり方についても、システムを各パソコンで共有しましてそこに入力していただくというような形で、極力負担を減らす、時間をとらせないというような形で、対策室としては進めていきたいというふうに考えております。

それから、職員だけではなく住民サポーターもというお話もいただいたかと思いますが、こちらにつきましても住民サポーターという形ではありませんが、1つの形としては今も自治会さんの方へお願いをしております。8月に自治委員会議がございましたけれども、その席におきましても自治会長さんには、また秋以降定住サポーターの方で調査をいたしますのでご協力お願いしますということでやっております。

また自治会を通じてということで、それによって地域の方からも情報も上がってくるかなというふうに思っておりますので、改めてという形ではないんですけども、徐々に輪を広げていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、大澤議員の2点目の質問にお答えいたします。

超過勤務の関係ですけれども、先ほど町長からも答弁ございましたように、その年の行事と言いますか、町の方針ですとかそういう部分、またあの定例的に年間通じて調査等で、毎年ある調査でだいぶ容量が大きいものがあるというようなことで、その時に、これは1年通じてずっと忙しいということはありませんので、ほんとの二、三か月で集中的に残業をしているというような例が先ほどここ2年間で一番多い超勤の時間ということを出ているところでございます。新人職員に対する部分ですけれども、新人職員につきましては、4月の入庁後研修期間を設けまして、町の内部の状況ですとかそういう部分を管理職が何人か説明をしておりますけれども、その中で、そういう超勤の部分ですとか仕事の内容の部分ですとかそういう部分は私の方から最初に話をさせていただいております。当然、給与体系ですとか休暇の日数、休暇の取り方等もその時に全て説明はしております。

また、配属された部署によってはやはり、今言ったような入ってすぐに忙しくなるような部署もございませぬけれども、そこら辺は各管理職の方に新人職員は配置されるわけですから、そこら辺の管理職あるいは監督者、係長等がそこら辺の見守りはしながら仕事を与えてそれで調整をしているということです。新人の中にも、まるっきり新卒の新人とある程度職場を経験して30代で入ってくる新人ということで、いろいろな新人がございまして、その中で、職場の中で状況を見ながらその新人の状況を見ながら、皆でかかわりをもって育てていくというようなことで取り組んでおりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、よろしいですか。

○2番（大澤 由香里君） 空家対策については、これからまた計画をつくっていくということですので、いろんな方の要望を盛り込みながら、ぜひ、国や都にも働きかけていただきながら、よりよい空家対策をとっていただきたいと思います。

奥多摩町の職員の方々は非常に真面目で責任感の強い方が多いと見受けています。他市町村の方からもそのように言っていただくことが多々あります。非常に素晴らしい資質だと思います。が、だからこそ頑張り過ぎない、1人で抱え込まないように、何でも言い合える職場の雰囲気づくりが大切だと思いますので、今後ともそういったあったかい職場づくりを心がけていただきますようお願いいたしまして、私の再質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、2番大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に日程第3 陳情第3号 奥多摩町におけるバランスの取れた受動喫煙防止対策を求める陳情及び日程第4 陳情第4号 奥多摩町における受動喫煙防止に関する陳情を一括して議題とします。

本件については、去る9月6日経済厚生常任委員会に審査が付託され、9月7日に審査が終了しております。本日、お手元にその結果が報告されております。審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、師岡伸公議員よりご報告願います。

師岡伸公議員。

[11 番 師岡 伸公君 登壇]

○11 番（師岡 伸公君） 経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は9月6日に開会の第3回定例会第1日に審査が付託されました、陳情第3号奥多摩町におけるバランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、及び陳情第4号奥多摩町における受動喫煙防止に関する陳情について、9月7日委員全員と福祉保健課長の出席のもと審査を行いました。

まず、担当課長の説明を求め、6月定例会に提出された、受動喫煙防止条例の制定を求める陳情については、多摩地区の30市町村で調査した結果において、採択とした議会が4、趣旨採択とした議会が5、不採択とした議会が4、継続審議とした議会が7、審議なしだった議会が8、陳情がなかった議会が1、6月定例会では間に合わず、9月議会での審議とした議会が1、という回答が得られているとのことであります。奥多摩町は趣旨採択でありました。

また厚生労働省では、この8月31日、喫煙の健康影響に関する報告書、たばこ白書を15年ぶりに改定し、科学的な判定と受動喫煙対策のおくれなどを踏まえ、屋内の100%禁煙化を目指すべきだという提言がなされているということでもあります。事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況報告を受けました後、審査に入りました。各委員に意見を求めたところ、6月に受動喫煙防止条例制定を求める陳情を趣旨採択とし、今回は求めている内容が逆であるが、同様に趣旨採択でよいのではないかと。また、世の中の流れから条例をつくらないとは言い切れない。国や都の動向で今後、条例を制定する可能性もあるため不採択。6月に受動喫煙防止条例制定を求める陳情を趣旨採択とした経緯があり、今回の2件を不採択とすることが、奥多摩町議会としての意思表示となると考えるため不採択。などの意見が出され、それぞれ採決の結果、陳情第3号、第4号ともに、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては陳情第3号、第4号については、それぞれ不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより、それぞれの質疑と採決を行います。

初めに、陳情第3号の経済厚生常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、陳情第3号の経済厚生常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第3号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第3号について、経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、陳情第3号については、本陳情を委員長報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号の経済厚生常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いいたします。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、陳情第4号の経済厚生常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第4号について討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。

日程第4 陳情第4号について経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、陳情第4号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月16日となっておりますので、明日9月10日から15日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって明日9月10日から15日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は9月16日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時22分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、個々に署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員